

第5回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年9月4日 午前10時00分 招集
2. 令和2年9月24日 午前10時00分 開議
3. 令和2年9月24日 午後3時31分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

17 番 古木孝宏

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
税務課長	市原修二	まちづくり課長	荒木仁

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第73号 財産の取得について

追加日程第3 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

追加日程第4 発委第2号 被災した市道狩尾幹線道の復旧に向けた総合的支援を求める意見書の提出について

追加日程第5 発議第2号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。17番議員、古木孝宏君につきましては、所定の手続を経まして、欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、政策防災課長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） おはようございます。

議会の冒頭貴重なお時間をいただき、大変申し訳ございません。

昨日夕方、波野支所のほうで火災発生を想定いたしましたお知らせ端末の訓練放送を実施

するに当たりまして、誤って、実際に火災が発生したかのような、放送を配信してしまいましたことにつきまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。

本来訓練放送では、実際の配信は行わないところでありますけれども、放送文面も訓練放送であるという旨の文言も入れておらず、市民の皆様を初め各方面に混乱を招き、多大な御迷惑おかけいたしました。火災時の防災行政無線、それからお知らせ端末放送につきましては、これまで失敗を数回繰り返しており、議会でも御指摘をいただいているところがございますけれども、その対策といたしましていざというときに慌てることがないよう、また操作方法手順の確認も含めて、日ごろから訓練放送を行うようしていたものでございます。議会の冒頭でございますけれども、おわびとさせていただきます、今後このようなことを起こさないよう、防災行政無線、並びにお知らせ端末の放送に当たりましては、細心の注意を払い正確な放送、操作の徹底を図ってまいります。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 以上で、政策防災課長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますように御協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。9番議員、園田浩文君の一般質問を行います。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 執行部の皆さん、議員の皆さん、おはようございます。2日目のトップバッターで一般質問をさせていただきます。本日、マウスシールドで、議長にも議運の委員長にも許可を受けております。市長、お伝えしておきます。

それでは早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に市の財源確保に向けてというところで質問を上げております。国内においても、熊本県においても、コロナウイルス感染症は多少は減少の傾向にあるとは思いますが、日本全体でも8万人を超え、熊本県でも500人を超えているようなところでもあります。しかしながら、昨日、熊本県も警戒レベルを4から3に引き下げられました。しかしまだまだ収束が見えているような状態ではないと思われまます。頻繁に発生する自然災害の対応など、国の財政も大変逼迫し、困難をきわめるような状況にあると思われまます。税収の落ち込みは、2008年のリーマンショックの約2倍を超えるというふうに報道もされております。熊本県では、熊本豪雨の被災自治体を除く31の市町村と県が財政悪化と答えている状況でございます。

そこで、阿蘇市において今後の交付税などの見込みについてお聞きをいたします。決算書

から令和元年度阿蘇市一般会計歳入決算総額は209億4,304万円の歳入でございます。そのうち、市税などを含めた自主財源は56億9,548万円歳入全体の27%、地方交付税などを含めた一般に言われる依存財源ですが、これが152億4,756万円と全体の73%となっております。今後国県から市へ配分される交付税などの見通しについて財政課長のほうにお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

今後の交付税の見通しということで、まずは普通交付税について説明をさせていただきたいと思います。今年度の普通交付税交付決定額につきましては、約54億5,000万円となっております。これは合併後、普通交付税といたしましては最高額が平成23年度でした。平成23年度の時点では、約59億9,000万円、60億弱ということございまして、約10年間経過した現在では5億円以上減少ということになっております。この減少の要因といたしましては、国の交付税の総額こちらが減少している部分もございすけれども、あと言えるのは、阿蘇市が合併して15年経過しております。合併算定から一本算定に移行したこの部分が非常に大きいというふうに捉えております。ただ国の制度改正あたりもございまして、2年連続で普通交付税は増加傾向にあるという状況でございます。

今後の普通交付税の見込みといたしましては、国の制度改正あたりがどうなるか、その動向と、それからコロナによります国税、それから地方税、この影響ですね、減収がどのくらいあるかという部分が、非常に大きな判断材料になってくるかと思っております。

また、今年度実施しております国勢調査これが5年に1回行っております。まさに今現在行っているところでございますが、国勢調査の人口が、普通交付税で大きく影響してくるということございまして、不確定要素が多くて今後の交付額、なかなか見通しが立たないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） まだ今年度、予算を計上されていた事業がコロナウイルスの影響で、この約半間で、未執行の事業がかなり出てきていると思われま。大体金額に直すとどのくらいの金額になるのか、またその予算の一般財源は来年度に繰越しができると思うんですけども、国庫補助金などもこの来年度に繰越しができて同じような事業ができるのか、その答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金ベースでいきますと、現在予算化しているのが5億3,300万と、これは阿蘇市の限度額6億3,000万に対して1億弱足りないというような状況でございます。執行率ということでございますが、正式には把握しておりませんが約3割程度ということで見込んでおります。

繰越しにつきましては、国の関係機関の承認を得れば繰越しは可能ということでお聞きしております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 質問もいっぱいあって 45 分で終わるかちょっと心配なんですけど、次に移りたいと思います。

国のほうもですね、1,000 兆円の借金を抱えております。県も度重なる自然災害、コロナ禍の中での税収の落ち込みと国も県も大変厳しい財政状況にあることは変わらないと思います。コロナウイルスがこれだけ感染しなければ市長に上京していただいて、予算確保に奔走していただくところですが、それができません。

今後、阿蘇市の厳しい財政を補うために歳出予算の抜本的な事業の見直し、あとは削減等も考えていかなければならないのか、市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げます。

非常に阿蘇市のこれからの財源は厳しいものがあると思っております。今おっしゃられましたように 1,000 兆円の借金もありますし、かつコロナ対策がいつ収束するかもわからない。でもそこには、産業経済あるいは医療の分野、いろんなところにおいてそれぞれやっぱり回転をさせていかなければいけない。そこには一つの資金というものが投下される、でもその割には経済で生み出すべき利益というものがなかなか追いつかないということもあると思っております。そういうところからいくと、恐らく来年以降阿蘇市の税収も厳しくなってくると思っておりますし、やっぱり全体的な事業もそうでありますけれども、一つ一つをよく精査をしながら、そして、止まるというのではなくて、やっぱりちゃんと回っていくという社会を確保しながらこれから進めていくことが大事であると思っております。それと同時に、やっぱりいろんなところでそういう制度を活用しながら経済をまわしていこうということがありますので、そこは貪欲に、いろんな制度、情報収集しながら活用していくということも必要であると思っておりますし、いずれにしても脇をしっかり締めてかかっているといかなければ大変なことになるということをしっかり認識をし、今後そういう意味も含めたところで市民の皆さん方の話もよく聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 昨日も話に出てましたけども、熊本県の代議士が大臣になると、また地方創生担当でもあるというところで、上京できるような状況になった場合はですね、市長にいち早く上京していただいて、予算の確保をお願いしたいと思います。

続きまして市税の歳入見込みについて、税務課にお聞きしたいと思います。全国的に外出自粛などを受けて、商工業、特に飲食業、観光業、ホテル業など宿泊業の減収は逃れられないものと思われま。その影響は阿蘇市の税収へと大きく響くものと感じております。令和元年度市税の歳入は市民、個人のほうが調定額で 9 億 5,000 万、市民税、法人税が調定額で 2 億 4,000 万、固定資産税調定額で 15 億となっております。このほかには、たばこ税、軽自動車税、入湯税等々がありますが、総額で 30 億 5,834 万円となっておりますが、税務課ではどの程度の税収、減収のほうになると思われまが、見込みをお伺いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今年度の市税の歳入状況でございますけれども、8月末現在の現年課税分の調定額におきまして、前年同時期と比較いたしまして、減収している税目としましては、個人市民税が△8,868万9,000円、法人市民税が△3,731万円、市たばこ税が△785万5,000円、入湯税が△1,458万1,000円となっております、合計で6,843万5,000円のマイナスとなっております。今後も新型コロナウイルスの感染者の影響が続けば、特に法人市民税と、それから入湯税はさらなる減少と、市たばこ税のほうも交流人口が減っておりますので、阿蘇市で購入される方が減っております、減少が予測されます。法人市民税は現在の減少率を年間で試算いたしますと、△7,300万円、市たばこ税が△2,000万円、入湯税は△3,400万円となりまして、このまま影響が続くと仮定いたしますと、全体で1億3,600万円のマイナスになるのではないかと危惧いたしておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 報道でもコロナの解雇や、雇い止めといったものが全国で5万人を超えているというふうに報道がされております。5万人ですので、阿蘇市でも若干名がいらっしゃると思いますけど、そのあたりの把握はできてますか。人数の把握、おおよその人数の把握ができてますか。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 税務課のほうでは離職された方の把握というのはできておりません。ただ国保税におきまして、失業された方の減免がございまして、そういった方の申請はあるんですけども、正確な数字は覚えておりませんが、まだ数名程度の減免というふうな状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それでコロナの影響があるかどうかというのわからないということですか。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 国保税の減免につきましては、自己都合ではなくて、会社の都合で離職された方ということでございまして、その原因につきましては把握はいたしておりません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） よその自治体をちょっとこう見てみますと、徴収の猶予みたいなのが発生をしている自治体もあるように思います。これはコロナで雇い止めになったり、解雇された方の税の納期を延ばしたり、減免したりするというようなものだというふうに私が思っておりますが、今のところ阿蘇市においては、コロナのほうの解雇、雇い止めはないということですね。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 税務課といたしまして、それが無いというふうには断定はできないというところでございます。ただ先ほどお話がありました新型コロナウイルス感染症に伴

う徴収の猶予につきましては、現在、個人の方が 22 人、法人の方が 14 社、合計です
ね 4,300 万円の徴収の猶予ということで決定いたしております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） これはまた 12 月の議会でももうちょっとお聞きしたいと思
いますので、そのときはよろしくお願ひいたします。こういうふうにはですね、個人
の消費が大変落ち込む中で、今度は個人の消費の向上に向けた支援策ということで、
国ではマイナポイントや、市独自の支援なども考えておられると思います。個人消費
を上げるために市民の方々が阿蘇市内で買物をされるのが一番であると思ってい
ますが、このマイナポイントというのはマイナンバーカードを使用して登録するもの
だというふうに認識をしております。現在の熊本県のですね、マイナンバーカードの
交付率は 15%、阿蘇市においては、17% ぐらいです。またこのマイナンバーカ
ード登録の複雑さと、あとは高齢者がやはりパソコンやスマホを使えないとい
うところから、あんまりこのマイナンバーカードを使ったマイナポイントというの
は余り効果は出ないのではないかなというふうに個人的には思っておりますが、担
当課のほうではどういうふうな見解ですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

マイナンバーカードを使ったマイナポイントの効果という形かと思いますが、非常
にですね、今議員おっしゃられるように、煩雑でございます。登録のほうはがす
ね、煩雑でございます。登録のほうはがすね、煩雑でございます。登録のほう
はがすね、煩雑でございます。登録のほうはがすね、煩雑でございます。登録の
ほうはがすね、煩雑でございます。登録のほうはがすね、煩雑でございます。登
録のほうはがすね、煩雑でございます。登録のほうはがすね、煩雑でございます。
まして私もやってみたんですけどパスワードの問題であったりとか、手続の問題
ということが一つと、あとはマイナンバーを持たれてもですね、クレジットであ
ったりとか、別のカードを持たないと、これが使えませんので、非常に制度
としては 5,000 円ポイントがつかますので、いい制度なんですけど、非常
にちょっと登録までに時間がかかるのかなと気がしております。

個人消費等に関しましては、今回はあくまでも外貨のほうを少しでも導入したい
流入させたいということもありまして、阿蘇市に宿泊された方たちに 1,000 円
プレゼントをしております。それが今、各商店のほうで利用されておしまし
て、話を聞いてみますと、1,000 円以上の買物で、現金を追加されて購入され
ているということで、若干の個人消費の向上には、今は対応できているんじ
ゃないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） この阿蘇市独自の阿蘇市ウェルカム商品券ですかね、
これは先日合宿されている大学の監督さんとちょっとお会いできることがあ
って話をしたらですね、大変学生さんも毎日結局 1,000 円の商品券をいただ
けると、20 日あれば 2 万円ということで、大変好評です。確かホームペ
ージ見てみますと 10 月 6 日で切られるようなことになってると思いま
すけど、これの延長というのはできますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○9 番（園田浩文君） 端的に短くお願いします。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回も、もともと 9 月まででした、これを
10 月、9 月

いっぱいまで延ばさせていただいております。そのあとはG o T oトラベルとG o T oイート関係、国の政策が入りますので、それにつながたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それでは次の質問にいきます。

ふるさと応援寄附金についてお聞きをいたします。

この寄附金の制度ができて、もう二、三年になると思うんですけども、寄附金の使途を明確に打ち出してはいかがかないというふうに思っておりますが、担当課として。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おっしゃられますように、今ほとんどのですね、自治体、今、自治体の実績で全国で1,720団体がですね、目的を持ったふるさと納税の活用方法を提示されておりますので、阿蘇市としてもですね、その部分については十分検討して、出していくべきじゃないかと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今ネット社会ですので例えば、ネットで意見を拾ってみるとか、あとはまあ「ハイ、市長です。」の意見箱でもいいと思います。それであったり、市の職員、教職員、企業団体等の意見を幅広く聞いてですね、返礼品はもちろん、かえって使う所をきちんと決めたほうがいいのではないかなというふうに思っております。今後検討よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 各課の事業関係も検討しながら各課と検討させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） しっかり検討のほうよろしくお願ひします。

次の質問にいきます。

コロナ禍の中での国道57号線、開通イベントの内容についてお聞きしたいと思いますが、昨日の議会ですと、各担当課からしっかりとした、説明がありましたので、もうそっこの質問の説明はですね、割愛させていただこうかなというふうに思っておりますが、土木部のほうの式典の方ですね、これが何か大まかなくさか分からなかったもので、トンネル内で式典はすると、じゃあ現道のほうでやらないのかとか、何時に開いて、一般的な通行が何時から可能になるのか、分かる分だけ答弁、土木部長いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） イベントそのものは10時頃から開催され、北側の方はそれに準じてオープンされると思います。ただ、現道の方は、それ以降の崩落関係のやつになりますので、おおよそでございますが、午後からは通れるのではないかと思っております。

確実なところはですね、まだ詳細がわかっておりませんが、大体そのくらいになるのではないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） もう部長、10月3日のことなので、もちろん国交省もしっかりと仕事はやってくれています。

しかしながら阿蘇市全体としてでもですね、しっかりと協力をしてやってきてるので、そんないつまでもわからんというのはですよ、これはもうちょっと市のほうからしっかりと式典の内容については確認をしていただきたいというふうに思います。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） はい、誠におっしゃるとおりと思いますが、私どもも式典関係をやっておりますので、詳細を早くというところがございますが、何分細かい詰めがまだ残っているようございまして、はい、わかり次第ですね、何らかの方法で広報できたらと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 部長ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

インフラ復旧後のですね、観光の入り込み客数の見込みは、観光課、答弁お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○9番（園田浩文君） またセールス内容あたりも短くお願いします。

○観光課長（秦 美保子君） 入り込み実態は多くなると思います。コロナ禍において今阿蘇は選ばれておりますので、ただ外国人が来るまでは、やはり日帰りが大半を占めると思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） なんかセールスポイント、ここはこう目玉というようなやつ。

○観光課長（秦 美保子君） すみません。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） やはり日帰り客が多くなるということですので、しっかりとですね、立ち寄りどころ、土産品とかですね、飲食店はチャンスですので、しっかりと今度のGoToイートとか、GoToトラベル、あれでしっかりとコロナ対策をとる条件まで頑張っていて、そして、これを機に新規メニューとか、新商品開発までいって、次のステップ来年度が本格化しますので、それにつなげていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 観光課については、わかりました。

インフラが整備できると菊陽、大津あたりまで10分か20分と大変短い時間で行けるようになります。移住定住について、これも何度も質問しましたが、担当課としては、今後どのような動きをしますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 移住定住の今後の動きということになります。今後移住体験ツアーとかいう部分で、参加者移住者の要望の声を参考にしまして、移住体験ツアーと

いう形を考えていきたいと思っております。阿蘇に住んでそのためにですね、大津、菊陽とかとも連携をとりながら、阿蘇に住んだ上で、仕事を大津、菊陽でされるとかというパターンも出てくるかと思っておりますので、体験ツアーのような形での移住定住化の取組ができればと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今後はインフラが整備できますので、積極的な動きをしていただきたいなというふうに思っております。

それでは職員間のコミュニケーションについて質問をいたします。

議会などにおいて、部課長の発言の中にですね、よく関係課と連携してとか、横の連携を密にしてなどとよく耳にするところでございます。部長以上や課長以上の会議というのは定期的に開かれているようですが、課長以下だけの会議や課内での会議などは行っておられるのか、その会議の頻度はどの程度なのか、定期的なものか不定期的なものなのか、問題発生の場合のみなのか、答弁お願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

ただ今の質問にお答えさせていただきます。

職員間ということで、特に課内ということですが、おっしゃいますように、部長会議等におきましてはですね、もう毎週月曜日という形で開催をしておるといふようなところでございます。また、全部課を対象といたしました部課長会というのも開催しておりまして、部長会、部課長会、それぞれ市長副市長教育長ら三役も参加するんですが、これらについては年に4回程度、およそ四半期に1回程度、開催している状況でございます。それから下ろした課内の情報共有につきましては、課長会、部長会が終わりましたら、その内容につきまして、政策防災課が今所管しておりまして、そちらのほうから全てインフォメーションで情報共有する形になっております。今コロナの本部会議等も開催しておりますが、この部分につきましても、この会議分の内容というような形のもので情報共有を図っている状況でございます。各課におけるその情報共有の在り方につきましてはそれぞれの課で異なっております。係長会議をいったん開いて、それから課員のほうに下ろしていくというようなパターンを行っている部署もございまして、それから部におきまして、課長を全て集めて会議を開くというようなパターンを取っている部署もございまして、課内では、その情報につきまして、全体共有のことをまた、デスクネットというグループウェアがあるんですけども、その中で課内においても情報共有を図っておるといふような下ろし方をそれぞれしておるといふようなところでございます。

また、今人事評価というような形を取っておりまして、これで、職員に対してはいろいろな面談というようなことを進めてくれということで取り組んでおります。期首、4月の時点ですね、この時点で今期における課題等、これからこれだけのことをやっていくんだよというようなことについて、管理職のほうが一一人と面談をやっていってくださいということと、あと途中で、その部分については中間の状況、これもまたヒアリング、こういうまだ進

んでないんだったらこれだけ進めてくれというようなことだったり、当然そこまで予定より早く進んでいけば褒めるというふうな形も当然必要ですし、最終的に、3月の時点で年間どうだったというような形の、年の3回のヒアリングをするような取組を行っております。

以上のような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長の話の聞こえとしっかりコミュニケーションをとれているように聞こえたんですけども、よく専決処分で事故があったと私が何度か同乗者がいましたかというようなことを私は聞いたんですけども、結局同乗者が右とか左とか後ろを気をつけていればこういう専決処分に上がらないような防げたところが、たくさんあると思うんですね。そういうところやっぱ縦のきっちりしたコミュニケーションがしっかりとれてれば、左ちょっと危ないですよとか、後ろは私が見ときましようとかかそういうところが私は必要だと思ってます。そういう小さいことがですね、だんだんこう、ちょっと大きなことになっていく場合もあると思いますので、そういうコミュニケーションのとり方はですね、しっかりと各課でやっていただきたいなというふうに思っております。

答弁はよろしいです。

○議長（湯浅正司君） はい。

○9番（園田浩文君） 次に移ります。

これも今のコミュニケーションからちょっとつながるところあるんですけども、教育キャンプ場のことについてお聞きをいたします。全国的にこのコロナ禍の中でキャンプ場の経営というのは割と繁盛ぶりというふうに報道でも言われております。阿蘇市の2つの、これは前年度なんですけど、坊中野営場で31年度の487万円、古代の里キャンプ場でも698万9,000円とこういう売上げが上がっております。南宮原のキャンプ場もまだテントも、何とか新しく、放置しとくには大変もったいないと思いますけども、夏場にそういう問合せはなかったのか。それと、テントの管理、事務所の管理、そういうところは今どんなふうにされておりますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長

○9番（園田浩文君） 端的にお願いいたします。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

問合せ等につきましてはですね、アウトドア関係で数件問い合わせあっておりますけども、実質的な利用まで実現していない状況です。管理におきましては、地元の南宮原区と締結いたしまして、草の除草作業をしていただいております。それから、管理棟とテントの管理につきましては、年間2回ほど職員で換気を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これはもう課長も立ち会われたんですけど、地元の区長と私と、役員の方もいらっしゃったと思います。あそこの事務所の周りの木の伐採ということで、一度立ち会いましたよね。それ先日行ってもらったんですけど、結局その周りの木は切られてなくて、中の間伐あたりを何かやられているような感じだったので、そのところはやっぱり

区長さんあたりもわざわざ時間をつくって、あの時は立ち会われているので、どういう経緯であの木を切らなかったのか、誰があれを切らないで、こっちを切ろうというふうに指示をしたのか。課長のほうで答弁できますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

間伐全部まだ終わってない状況ですね、金額的に、業者の方と折り合わない部分がありまして、また9月の終わりから10月くらいに、現場で管理棟が意外と風通しが悪いという状況で大きな木が非常に多いという状況で少なくとも枝打ち作業をしてもらおうということで、もう1回業者と立ち会って今年度中に、何らかの伐採をしたいと思います。全部はちょっと今のところ大きな木は切れる状態ではないということです。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） あそこはレッドゾーンですかね、にかかっているということで、なかなか商品化もできないというようなことがもうずっと、熊本市から阿蘇市のほうに譲渡されて、私もずっと一般質問をしてきたんですけども、これもさっきのちょっとコミュニケーションの方の話になると思うんですけど、やっぱり観光課、まちづくり課、教育課。教育課が、請け負っているというか教育課が入り口になってるので、教育課がしっかり旗を振ってもらって、何かその泊まらなくても、日帰りのキャンプ場としての使い道はないかとか、一般的に公募をもうちゃんと条件を言った上でですね、公募をされたら、今、このコロナ禍でキャンプ場の需要が高まっているので、何らかいい案が出ると思います。それでこの横の利活用についての話っていうのは、何度かされましたか課長。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 昨日もありましたが公有地の利活用、あの会議の中では、過去に何回か出ております。私も課長になって関係課にはお話ししましたが、私どもが主体となってしまう部分というのは、議員が言われましたとおり、なかなかできてない状況でございます。あその場所がレッドゾーンということで、もう使えないというような発想が非常に邪魔している分かというふうに思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 市長と話をすることもあって、市長も今回、砂防あたりの国の事業も入っているので、ここ何年間で市のほうからでも、それ砂防でも堰堤でもですね、やっていただけないかということは私も市長のほうにはちょっとお願いをしているところで、でも事業になるというとまだ5年も10年も先になってくるので、やはり今は、例えば枝落としをすとか、その周りの管理をですね、しっかりとやっていって、何らかのタイミングで使えるような話が、各課で連携をしながら、できれば、1日でも早くやっていただきたいなど。そこの連携はしっかりと課長よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

それでは最後の質問に入らせていただきます。

いよいよ復旧ルートを現道とインフラの開通が10月3日に迫ってきております。ちょっ

と6月の議会のちょっと私のあれが定かではないんですけど、土木部長の答弁の中でですね、開通後の道路が、どちらが国道になるのか、どちらが県道になるのか。あのときの答弁をちょっと考えています。確か復旧ルートのほうが国道のほうに移行して現道のほうは県道のほうになるのではないかなというようなニュアンスで、私は聞いておったんですけど、土木部長、開通前にどんな動きが見えてますか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） お答えします。

ただ今の件でございますが、北側復旧ルートが国道で現道が県道になるかという問題でございますが、実際、現道のほうもですね、詳細なことはまだ確定してない状況でございます。崩落場所もあるので、今後しばらくはそのままの状態が続くのではないかなと思っております。ただ、その辺の明確な報告も、熊本河川国道事務所のほうからもまた発表されてない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） まず、部長6月なんかどっちか県道という話はされましたよね。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） これまでの経緯から見ますとただ今の市道もそうでございますが、県道、バイパス等ができた場合はですね、大体前のところが市道になってるというのが、これまでの流れでございますので、その流れでいきますと、現道が県道になるのではないかと発言したと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） じゃあしばらくは両方とも国道ということで国交省のほうで管理をするということですよ。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） なかなか歯切れの悪い答弁でございますがそのところもまだ正確な発表はあってございません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 歯切れの悪い答弁は部長、なかなか難しいところだとは思いますが。式典に関しても同じですよ。私が部長に聞いても、国のことなので歯切れが悪いのはよくわかりますけども、無理言ってすいません。部長よろしゅうございます。

今度ですね、阿蘇市側から、赤水の北側復旧ルートの入り口から、これは報道でもあつてますけども約10分というふうに聞いております。よくいろんな会合で、「議員どっちば通ったほうが早かるかな。」というような市民の声も聞かれております。大体距離と所要時間、法定速度で走った場合、建設課長、どっちのほうが早そうですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

北側復旧ルートが13キロで、時速設計速度が80キロということでございまして10分で到達。現道につきましては、距離が14キロということでございますが、信号等もございま

す。そういうことで国土交通省の発表でいきますと 24 分かかるということですので、現道と比較しますと、14 分は早いようです。ミルクロードにつきましても 14.6 キロございます。国土交通省が比較しておりますのが、休日のピークの渋滞時ということで 43 分、差としては、33 分となるということで発表してあります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 車帰のほうの乗り口ですよね。北側復旧ルートの 57 号線ととりついているところはもうちゃんとした交差点になってるので、利用も信号に沿って動くと思うんですけど、車帰のところはですよ、的石のほうから出てきて 1 回右に曲がって乗るというような路線になってて、この前行ったら右折れの特別なレーンていうのはないので、現道が通るようになれば、車の量もだいぶ減ってくると思うんですけど、あそこは事故の原因になったり、渋滞の原因になりやしないかなというふうにちょっと感じております。

それと、大津側の出口というのは、今二重峠からずっと下りて、ミルクロードの交差点ですかね、工業団地の交差点を真っすぐ行くとちょうど下を復旧ルートが通っていると思うんですけど、あそこが 1 か所と、あとは向こうのミルクロードの入り口から上がってきて最初の交差点が 1 か所、それとミルクロードのところまで入れれば 3 か所だと思うんですけど、あそこの東部清掃の入り口ですかね、あそこにもインターができるような話をちょっと聞いておりますけど、その点は課長、わかっているところはありますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 阿蘇側から行きまして、大津のトンネル出まして、約 700 メートルくらいきますと、東部清掃のほうにおいていくランプが設けられております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） ということは降り口は 1 か所 2 か所、下の交差点まで入れれば 3 か所、ミルクロードの入り口を入れれば 4 か所と、入り口になるかどうかはわかりませんがあそこまで入れれば 4 か所あるということですね。

それとさっきの車帰のところの乗り口のところですけど、今後ずっと見ていってからですよ、あそこがあまりにも渋滞の箇所になったり、事故の発生の箇所になった場合はですよ、県のほうに言ってもらってあそこに別に右折れのレーンあたりをですね、要望をしていただけるのかどうか。課長答弁お願いします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長

○建設課長（中本知己君） 私も最近通ってまして、今緑色のラインで誘導してあるみたいなんです。特に右折レーンもございませんので、状況に応じて要望していく必要が出てくれば要望していきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） そのときはまたお願いに上がると思いますので、よろしくお願いたします。

これで 9 番議員、園田の一般質問を終わらせていただきます。

45 分間ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君の一般質問を終わりました。

続きまして、8 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番議員、谷崎です。

テンポの速い質問を前の方がされましたので、じっくりと質問していきたいと思います。端的な御答弁をお願いいたします。

それでは通告書に従いまして質問していきます。

まず、駅前開発についてということですが、国交省の事業で道の駅阿蘇にトイレが新設されました。私たちは市議会で予算が絡んでればよくわかりますが、絡んでないときはなかなか情報が伝わらなくてわかりませんので、この国交省の事業であります、この道の駅阿蘇に新設されたトイレの目的と機能についてまず御説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 道の駅阿蘇に新設されたトイレの目的と機能という形になります。目的としましては、国自体がですね、道の駅の機能としまして、まず駐車スペース、それと 24 時間トイレ、情報発信というのが、もともと道の駅に備えつけられている施設でございます。

ただ国としまして、この道の駅に対してもう一つ、防災機能の充実というのが図られまして、国のほうとして道の駅の防災化という形で今回、防災トイレを新たに設置されております。といいますのが道の駅阿蘇については、重点道の駅の指定も受けております。また、市の防災計画の中にも、広域避難による中継、休憩による施設として利用するという形になっておりますので、今回は国の施設としまして防災トイレが整備されたということです。機能面としましては、防災用としまして、マンホールトイレであったり、受水槽、これはですね、タンクに水をためておまして約 3 日間程度は断水の状態でも水洗トイレが使えます。と情報提供と道路フリーWi-Fi という形になりますし、子育てへの応援としまして、子ども用のトイレとか、授乳室と、もう一つ、おむつの自動販売機関係も置かせていただいております。今後は、トイレにはまだ整備されておませんが、来年以降に発電機関係が整備されるというお話を聞いております。停電時の発電関係も今後整備されるということになります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） わかりました。どちらかという地元の方が避難するというよりも、阿蘇にこられた方、道の駅に立ち寄った方が、災害があったときに利用しやすい災害のときに利用できるような形をつくってるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 双方になります。あちらに道の駅阿蘇につきましては、市の避難施設としても指定しておりますので、地元の住民の方、また観光で訪れた方等々双方がですね。避難ができるという場所になると思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では、そこの土地、駐車場も広がってるみたいですけども、その土地の所有権、所有者等を国土交通省が整理されたということですけど、設備についても、どこの所有で管理維持管理費とかどこが責任持ってされているのか、わかる範囲で。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 土地についてはですね、阿蘇市でございます。市の駐車スペース、もともと駐車場でございましたので、市のほうと協定を交わしまして、国のほうがトイレをつくっていただきました。維持関係については、電気水道は国が確か見るような形、すいません、ちょっと持ってきておりません協定を結んでおります。清掃管理についてはですね、道の駅阿蘇のほうは今やってるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 57号線の反対側の駐車場の土地と、あと建物、トイレですね。もう阿蘇市所有ということでよろしいですか。国土交通省所有ですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申し訳ございません。

ただ今説明しましたのは、今回新たにできたトイレの場所でございます、国道を挟みました南側の部分でございます。あれは国が直接、地主さんから買上げをされております。国の整備により、駐車場が整備されたという状況でございます。清掃管理については道の駅阿蘇が実施する形になるかと思っております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） トイレの建物も所有は国でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それでは国との関係ですから地上権のどうのこうのという問題は生じないと思いますけど、あそこですね、観光客の方も利用されて、安心して阿蘇に来られるようにしていただきたいとそう思います。

次のですね、駅前ロータリーと駅前公園の間に、以前看板ができたりして、問題になった2メートルぐらいの土地があるんですが、その土地は今どようになっているかお伺いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 現状のままの民地でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 駅前では結構イベントも行ったりとかもこれからもまちづくりでイベントを行っていかないといけないと思うんですが、どうしても狭い土地でもあっても、不法侵入というわけでもないんですがお客様がやっぱりそこを通られたりとかされるし、あそこに植栽とか看板とかまた建てられても困るので、市のほうで交渉されて何か取得されてはいかがかと思うんですけど、ちょっと検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今のところはですね、ちょっと支障が出てなかったもので、その部分については検討しておりませんでした。過去の話聞いていますと、非常にちょっ

と値段のほう折りが合わなかったという話も聞いておりますので、今後支障が出るようであれば検討していきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 地主の方とか先方の事情も、状況が変わってるみたいですので、よかったですら検討をしていただきたいと思えます。

次にいいですか。回答があれば。

その他、駅前で今後、今は駅前公園が芝生がなくなってまして駐車場になっております。そこあたりをどうしていくのか今後は駅前は何か計画があるのかそれについてお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今議員のほうがおっしゃられました公園のところ、今駐車場なってるという形になりますと、これはですね、駅前の駐車場、トイレを今回作っていただいたんですが、そのときに駐車スペースがなくなるということもありましたので、代替駐車場として、今回、国土交通省のほう借上げられて今駐車スペースになっております。これについては今後、原状回復という形での契約をしておりますので、今後芝を戻す時期という部分がございます。今の段階で芝がまだつきませんので、それは時期を見ながら国土交通省のほうで原状回復で公園に戻していただく話をしております。

それと周辺整備でございますが、国のほうとしての計画としましては、新たに国道 57 号南側につくった駐車スペースの一角にですね、今後、災害時防災関係の機材等を入れる防災倉庫を、整備されるということで計画を聞いております。

その他は市のほうとしては駅前の周辺整備については、ある程度もうできている部分もあるかと思っておりますので今のところ、新たな計画としてはございません。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） また道の駅阿蘇の東側のほうですね、教員住宅とかあると思うんですけども、先日財政課のほうで行政財産普通財産を見直すということで、そこもリストに挙げるという話を委員会では聞いたんですが、まちづくり課のほうからも何か案があればですね、提案されたらどうかと思えますけど。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 教職員住宅 3 棟、あるかと思えます。そういう部分については、教育課のほう、また財政と協議しながらですね、まちづくり課としての案については、また、改めて御提案させていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 次に移ります。

避難所開設に当たって、今回台風が非常に、マスコミからも含めて大きい台風が来るということで、住民の方がすごく不安になった一夜を過ごされたんですが、避難所については、私のほうでは以前の一般質問振り返ってみますと、平成 23 年の 9 月、阿蘇中の体育館がなくなるときに、黒川地区の避難所はどうなるんだという質問したことがあります。

24 年の水害後と 28 年の震災後、それぞれ問題提起をしております、今回コロナと台風

というまた二つの災害の中での避難というまた新たなる問題が生じてきました。

そういう中でなぜ黒川地区はいつも、自主避難所でリストに上がらないのかという疑問もあります。23年の9月には佐藤総務課長が、阿蘇市は避難マニュアルがまだできていないという答弁もされております。

その中でいろいろ聞きたいこともあります。まず、(1)番の避難所の種類等を開設の基準はということでこれ何回も聞いておりますが、改めて聞きたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 避難所の種類と開設のタイミングということでございますけれども、まず避難所の種類につきましては、阿蘇市防災計画で40か所の指定避難所を指定しております。それぞれ災害の種別に応じて使用に適する避難所を定めているところでございます。指定避難所のうち、基本的には4か所を警報が発表されたときなどに自主避難所として開設する計画をしているところでございます。避難所の開設タイミングということでございますけれども、まず自主避難所につきましては、大雨それから洪水などの気象警報が発表された時点で開設をして早めの避難ということで呼びかけてまいります。

また、それ以外にも、夜中に大雨の予報があった場合とか、台風の接近が予想されるとか、そういった場合には、自主避難所開設をいたしまして、早めの避難ということで呼びかけを行っていくところでございます。指定避難所につきましては、災害のおそれがある場合、また災害が発生した場合に順次開設をしていきますけれども、開設する避難所の場所、それからタイミングにつきましては、そのときの状況で判断していくということでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） そのときの状況の判断ということでございましたが、今回台風の件についてはテレビのほうでかなり大変な台風だということで報道がありまして、パンとか含めて食べ物もスーパーになくなったりとか、ホテルのほうに避難しようと思ったけども、ヴィラ・パークホテルなんですけど、もう満室になってて部屋が取れないとか、そういった中で住民の方からですね。避難所開設してくれというお話がありました。ところが住民の方が区長さんをお願いしたら、区長さんから断られたと。ある区長さんは開けてもコロナがあるので、責任持って対応できないというふうに言われた区長さんもおられたみたいです。その中で、区長会長のほうに連絡が行きまして、区長会長のほうから政策防災課のほうに連絡を行ったと思うんですけども、そのような中で開設がされております。それで状況を把握するのに、各区長さんへの連絡とかとはどういう形でされてるか。それと、区長さん100人ぐらいおられますので、避難所ごとに合わせた自主避難、自主防災組織、避難所ごとのやはりトップになる方を決めといたほうがいいんじゃないかと思うんですが、まず、防災課と区長さんとの連絡の在り方についてどのような形になってるか御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 警報等を発表された場合、職員待機体制を取りますけれども、その中で、各区長さんには全て本庁支所手分けをして、連絡を取って状況の確認とかと

いう形で体制を取っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それが区長さんは把握されてるし、先日日曜日の10時くらいからですかね、開設されたのは。住民の方々も金曜日くらいから準備避難せんといかなんという話と、土曜日には何とかせんといかんという形で、いろんな話が来てました。そういう意味で早めに情報交換しながら、そして区長さんたちが一つの避難所に何区、区もたくさんあります。それをまとめる方がないというのが、情報の伝達も含めてですね、問題じゃないかと思うんですけど、そこらあたりの避難所ごとの責任者というか、区長さん方をまとめることのできる立場の方、公民館長か区長会長かになると思うんですけど、そういった方々を立てていただいて、その方々と密に連絡を取り合ったらいかがかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） まさにおっしゃるとおり体制が取れば、スムーズな防災対応を取れるところでございますけども、今回、黒川の代表区長さんのほうと私ども内牧支所を通してやりとりさせていただきました。

そういった形で、今回の阿蘇小校区あたりにつきましては、こちらとしても窓口が代表区長さんと話をすれば、対応できるということで、だいぶ助かった部分もございます。そういった体制がほかのところでも取れば一番いいかと思っておりますので、その辺の体制を探していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 黒川の場合はですね、乙姫は乙姫体育館であけられまして、役犬原は役犬原で開けられて役犬原の避難所開設について連絡が、政策防災課のほうに行ってなかったみたいなんですけど、それぞれ同じ区長会長と言われて何が黒川全体見るんですけども、役犬原と乙姫はまた別の動きをしましたので、そこら辺の把握は後からでもされたほうがいいと思います。

では次に移ります。

(3)、コロナ禍中においてテントの持ち込み、個人用トイレの持ち込みができないか。これはテレビで見たんですが、2メートルずつ空けてくれと総務部長もよく言われるんですけど、なかなか2メートル空けてくれというのは難しいところがありますし、あのトイレとかも含めてトイレが一番危ないかなと思います。コロナについてはですね、ほこりも含めると、テントを持ち込んで避難所もあったんですが、テントはいいアイデアだなと思ったんですけども、その中にテントとか個人用トイレの持ち込みというのはできないかお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 個人用のテントにつきましてはコロナウイルスの感染防止の観点からも、非常に有効だと思いますし、先日の台風のときも、テントを持ち込まれた方、実際にいらっしゃいます。そういうこともありますので、テントの持ち込みについてはですね、あまり大きなテント持ってきてほかの避難者に影響があるとかいうとちょっとあ

れですので、そこらあたりは個人個人の判断におまかせしたいと思っておりますけども、テントを持っていくということは有効だと考えているところでございます。あと個人用トイレにつきましては、これもほかの避難者との関係もありますので、プライベートな部分も出てくるかと思っております。お互いに気を使ったり、また衛生面、それから処理の仕方、いろいろ課題もあるかと思っておりますので、そのあたりはですね、今後ちょっと検討していきたいと思っておりますけども、実際、災害起きた場合の断水とかいうことがあった場合には個人用トイレというのは非常に効果を発揮するものと考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では次のですね、通信設備と電源の確保をとということで、黒川の場合、小学校体育館をあけていただいたんですが、テレビはですね、あの線が体育館の入り口に来てますので、テレビ持って行ってつけたんですが、情報が、おられる市の職員の方もなかなか情報が取れないということで、テレビがあると助かるということでした。今後ですね、一人一人がテレビのところに集まるとまた密ができますので、W i - F i とか、タブレットで情報を見るようになればいいかなと思うんですけど、電源も含めたところの通信の設備、避難所においてですね、想定されたほうがいいと思っておりますけども、今後設備の在り方としてどうか、もう一つは自主避難の自主防災組織があれば、その組織の中で発電機なり、そういった備品をそろえとけばいいんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりについて御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 避難時の情報収集というのは非常に大切になってくるかと思っております。先ほどおっしゃられましたように、主な避難所 10 か所には、アンテナをつなげばテレビが見られる整備をしているところでございます。ただ、十分なテレビの台数の確保ができていない状況でございますので、そこら辺につきましては、地元自主防災組織にお借りして設置をすとか、そういった体制も協力いただきながら、進めていきたいと思っております。

通信設備につきましてはですが、本年度教育課のほうで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業ということで、全ての学校で通信環境整備をするということでございますので、体育館に避難した方については、携帯等から情報収集することが可能になってくるかと思っております。本年度末には、竣工が予定されているところであると聞いております。

学校施設以外のその他の施設につきましては、例えば公民館ですとか、お知らせ端末が来ている環境にあれば、テレワークセンターの協力を得ましてW i - F i ルーターを接続して、そのときに使えるというようなことも、想定をしているところでございます。

あと非常用発電機につきましては、停電時に必要ということは十分承知をしているところでございますけども、現在、12 台ほどを市のほうでは保有しているところでございます。ただ避難所ごとに配備をするまでの数は確保できておらず、十分ではございません。各自主防災組織に配備してはどうかということでございますけれども、その辺も日頃からの管理とか、

いざというときに使えないといけませんので、課題もありますけども、そこ辺の体制をお願いしつつ、例えば、非常用発電機を買ってもらってそれをに対して補助するとか、市で買って配備するとか、そういう方法もあるかと思しますので、補助事業等見つけながら対応していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） そこら辺は消防とも連携をとっていかれたらどうかなと思います。時間が30分目標にしましたので、この件についてはここで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

では3番目の阿蘇市公民館の事業の活動内容、またその会計処理はということで、このたび、いろんな問題提起がされています。その中で総務部長のほうで、調査はされてると思いますので、あまり深い内容では聞けないと思うんですけども、形としてですね、今まで公民館活動はどういったことをされていたのかについてお聞きしたいと思います。それで阿蘇市公民館の補助金40万円が計上されて決算では21円万円になってたと思いますが、補助金に対して現金はどういう流れで補助がされたのか。まずそれについての答弁からお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

他の公民館活動についてまずお答えいたしたいと思います。阿蘇市公民館を中心として、各地域に12の活動団体として分館がございます。そこに補助を行っている状況でございます。阿蘇市公民館の活動としましては、子どもの司書講座それから出前図書館事業、公民館分館長・主事の研修会等となっております。それから分館活動においては、地域のスポーツ大会、老人活動、どんどや、グランドゴルフ等の活動を行っているところでございます。

会計の40万円の流れでございますが、これにつきましては、阿蘇市公民館の活動ということで、40万円ですね、通帳のほうに振り込みまして、補助金申請をして、実績報告で21万560円、事業を実施しましたので18万9,440円をですね、戻入したという流れでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 聞きたいところはですね、要は現金で公民館の方に手渡したのか、会計課から公民館の通帳に振り込んだのかどちらなのかをちょっとお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） これにつきましては補助金申請がありまして、通帳に会計課のほうから振り込んでいただきました。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では会計課から振り込んだ時点で、今度は公民館の会計になるということですね、わかりました。公民館のほうには市の職員が管理されてるって聞いたんですけど、市の職員がおられるわけですかね。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 阿蘇市公民館、分館ありますけど、阿蘇市公民館としましては、教育長がなりまして、担当が処理をしております。12 の分館がありますが、これにつきましては、各分館長と主事のほうがございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では阿蘇市公民館のほうは教育長が責任者で通帳名は、阿蘇市公民館というところに会計課から振り込んであるということでしょうか。わかりました。

では、次、会計課のほうにお尋ねしたいんですが、今課長が説明あったように会計課から公民館の通帳に振り込んであるということの間違いないか、二、三点ちょっとお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君） 会計課長。

○会計課長（大塚浩二君） 公民館の補助金の会計処理ということでございますけど今教育課長が言われましたように会計課としましては、債権者からの請求に基づいて支出命令がなされます。それを審査して、別に何もなければもう債権者の口座のほうに振り込むということになっております。そういう形を取っております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これはちょっと一般的な話ですけども、補助金ですね、全て口座振り込みになってますか、現金で渡すことってというのはあるんですか、会計課のほうから。

○議長（湯淺正司君） 会計課長。

○会計課長（大塚浩二君） 補助金等につきましては、まず事業が終わらないと債務金額が確定しませんので、請求に基づいて、概算払で口座のほうに振り込むという形を取っております。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では全部が全部、補助金が口座に振り込んであるということであれば、阿蘇市から振り込んだ後は、そちらの団体のほうの問題ということになってきますよね。わかりました。あとは、近隣で会計課のほうで横領があったというニュースもあっておりますが、一度委員会でお尋ねしたと思うんですけども、会計課のほうで現金が残ること、あるいは現金が何時頃、持ち出されるか。あるいは1人で現金を管理することがあるのか、そういったことについて全般的に答えられる範囲でいいですので、1人になることがないかを中心に支所本所説明できる範囲で説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 会計課長。

○会計課長（大塚浩二君） 会計課での現金の管理につきましては、指定金融機関制度を取っております。朝の9時から3時までにつきましては、全て銀行さんのほうで、収入しまして、それは3時以降に締めて銀行に持って帰られます。3時以降につきましては、職員でお支払に来たお客様への対応いたします。その分につきましては、翌日に授受簿という形で銀行員さんに確認をしていただいて、銀行さんのほうに預けるという形になっております。支所も含めまして、そういった金の授受関係につきましては、1人で対応するという形はとっておりません。必ず2人体制をとっておるところでございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） いろいろ問題も起きないようにですね、そういったシステムをつくっていただいて、安心して市民が阿蘇市を信頼できるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上をもちましての一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） 8番議員、谷崎利浩君の一般質問を終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） それでは暫時休憩をいたします。11時半から再開いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（湯淺正司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、6番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番議員、日本共産党竹原祐一です。

ただ今から一般質問を行いますので、よろしく願い申し上げます。内容については発言通告要旨に従って、質問をしていきたいと思っております。

まず最初、一つ目として、SDGsへの自治体としての取組ということで、非常に大きな課題となりますので、中身も非常に大きいということで、今回は、触りの部分という形で、市の対応を、位置づけと取組の状況、そして、今後の方向性ということで、一括で質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） SDGsということでお答えをさせていただきます。今、全国でSDGsの取組が広がってきている状況でございますけれども、SDGsに関しまして私もまだまだ理解ができていないところでございますけれども、まずSDGsとはということで改めて御説明させていただきますけれども、SDGsは2015年の国連で採択されました持続可能な開発のための目標でありまして、先進国、途上国を問わず誰一人取り残さない、地域社会の実現を目指して、各国各企業各個人全ての人々が2030年までの15年間で達成するために掲げられた世界共通の目標ということで17個の大きな目標と、それぞれ169個の細かい目標で定められているところでございます。

市の位置づけということでございますけれども、本年3月策定いたしました阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、四つの基本目標を定めておりますけれども、その中でSDGsの実現に向けて、持続可能なまちづくりということで、既に目標を掲げているところでございまして、各課SDGsを意識しながら取り組んでいくということにしているところでございます。

また、これまでの取組状況をということでございますけども、2018年7月18日に、阿蘇火山博物館、それからNECと阿蘇市の三者におきまして、安全安心かつ持続可能なまちづくりに向けた包括連携協定を、まちづくり課を窓口に締結をさせていただいたところございまして、その関係でNECの支援を受けながら、これまでSDGsの理念などの勉強会もいただきましたし、今後、策定をいたします阿蘇市総合計画後期基本計画への盛り込み方の支援も申し出ていただいているような状況でございます。

今後の方向性ということでございますけども、今申し上げました本年度策定予定の阿蘇市総合計画、後期基本計画に取り組んでまいりますけども、それにつきましても、SDGsへの取組につながるようそれぞれ、各課の施策事業等は関連付けを行って、後期基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、そのための勉強会等も、私もそうですけども、職員含めて開催しながら、理解を深めていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

今、議会の中でですね、阿蘇市、野生植物保護条例の一部を改正条例というのが提出され可決されましたけど、これはもうSDGsの取組の一つという形で考えてよろしいんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 掲げられました17個の目標の中に環境についてということも定められておりますので、含まれているということかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

今回はSDGsについてですけど、これはコロナのパンデミックの中にも、この、SDGsへの取組というのは非常に生きていくと思います。このコロナウイルスのパンデミックのこの危機をどのようにして乗り切るかということで、その道しるべがSDGsその中に、出てきていると思います。

そもそもこの新型ウイルスは人間が見境なく自然を破壊する中で作り出されてきたもので、数年前から専門家によって感染症のリスクについて警告はなされていたにもかかわらず、私たちが備えることができませんでした。

コロナ禍の中で、私がどんな社会を目指すのか、安全な医療体制、包括的で格差や不平等が広がらない社会、気象変動にしっかりと向き合う社会をSDGsの17項目、この目標達成に向かう必要はあるのではないかと、今回のコロナ禍の中で私は思います。このSDGsの質問ですけど、先ほども言いましたけど、余りにも膨大な内容でありますので、これを皮切りにですね、順番にまた質問を繰り返していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、コロナ関係の質問に移りますが、まず、第1次の交付金申請計画の記載の支援策ということについて質問をさせていただきます。

申請の計画書の中に、市民に対して商品券の発行ということで、予算 1 億 4,400 万円について、事業が変更したと思います。

また、その他実行されていない教育旅行支援事業費 2,100 万円についてどのような事業なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 臨時交付金の実施計画に当初第 1 次で計上してありました件について御回答させていただきます。当初第 1 次の計画としましては、市民向けに商品券を配布ということを検討しておりました。

ただ、コロナ禍の状況になりまして、人の移動が制限され、長期にわたり商業、また観光業関係の産業に対する甚大な影響が発生してきましたので、新たな支援策が必要と判断しまして、この部分について事業変更させていただいております。少しでも外部からの資金、外貨を流入させるという考えのもと宿泊者の方たちに対して、1,000 円の商品券を配付し、その商品券を持って各商店等々で幅広く利用していただく事業に変更しているというのが状況でございます。今のところ、52 件の宿泊施設と 160 件の事業所が登録をいただいております。現在までに約 3 万名の方に商品券を配付させていただいておりますという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは教育旅行の支援について御説明します。

教育旅行の 2,100 万円ということですが、これは内容を変更しております。地震前の 5 万人をもって、回復に向けてという当初の計画でございましたけれども、今、新聞等でニュース等で報道されてますように、教育旅行は今、中止、若しくは県内とかですね方向転換、延期という各 3 パターンに分かれている状況でございます。

それで、そもそもこの 2、3 年ずっと進めてきたことは、阿蘇市においてアクティブラーニングの拠点としてやっていこうということで、東海大学のほうにもですね、移行の準備ができました。アクティブラーニングの拠点ということで、うちの方も整いましたので、この発信をしたいというのがございました。ここは達成したいということで、今、冬の今回の教育支援につきましてまず対象期間はですね、1 月 4 日から 3 月 31 日までとしました。これは延期とか方向転換で小学校あたりが九州内にとどまるということで、戦略を変えました。予算的には 2,100 万円から 500 万円に変更させていただいております。

制度自体はですね、2 泊以上する宿泊に対して、1 人当たり 2,000 円を補助します。これは 40 万円が上限でございます。それにプラスして、アクティブラーニングの部分になってきますけれども、体験学習を 1 人 1,000 円補助、これは 20 万円が上限、火山博物館などそういった施設も同様で、20 万円上限、それと昼食も上限 20 万円ということで、全部阿蘇市で済ませていただくと、100 万円の補助が受けられるという内容になっております。1 泊しかないという場合は、バス 1 台に対して 1 万円を補助するという内容で 500 万円を計上させていただいております。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

それと第1次分の内容についてはほぼわかりました。それでは、第2次分ということで、第1次、第2次総額4,700万円の予算決定がなされていると思いますけれど、第2次分についてですね、主な事業内容、それをお答え願えませんかでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 第1次につきましては全部で15事業の計画を提出しているところでございます。第2次につきましては、プラス21事業を追加いたしまして合計36の事業の計画を提出しているところでございます。主な計画はということでございますけれども、複合健診での密集を避けるための待合室の確保に向けた取組とか、乳幼児健診での感染防止の対策とか、そういったことで先ほど申し上げましたように、21の事業を追加して合計36事業で計画を出しているということでございます。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かったようで分かんのですが、あと質問をしていきますけれど、その中で対象事業があればお願いしたいと思います。それでは、一応、交付金については、そういう内容で、後との関わりでまた質問をしていきたいと思っております。

それでは、2番目として、国民健康保険税の減免申請の状況ということで、今回のコロナ禍の中で、国民健康保険税、結局3割の減収が見込まれる場合は、減免になるという制度です。それに対して、ここ2、3日ですかね、夕方6時50分ぐらいのお知らせ端末の中で、国保の減免申請をしてくださいます。そういう形で頻繁にお知らせが流れていますが、この減免申請について、先ほど言いましたけど、具体的に内容を御説明を願えませんかでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） それではただ今の御質問に回答いたします。

まず減免の対象ということで、対象が新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病者世帯は全額免除という要件が一つございます。二つ目に、コロナウイルス等の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、さらに三つに該当する世帯ということで細かくまた要件がございまして、その一つがですね、事業収入等の減少額が前年の3割以上であること。それから、前年度合計所得金額が1,000万円以下であること。三つ目に、減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の所得が400万円以下であることということが条件でございまして。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それと現在ですね、どのぐらいの申請者がいらっしゃるんですか。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 減免の申請状況でございますけれども、8月末現在の申請状況が27件ございまして、該当された方が22人、それから減免した額が、449万3,000円となっております。

また、収入減少をもう少し見極めてから申請したいという方が11名ほど御相談をいただ

いている状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは確認したいんですけど、例えば収入が3割減になると予想された場合、ところが実際は2割減になったと、そういう場合はどういう形になるんでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） あくまで見込みで申請をしてよいということで申請の受付については、なるべく3割が見込まれるという方について、見込みで申請を受け付けております。結果、それが最終的に2割であったということなんですけれども、先日も、6月16日の参議院の厚生労働委員会で厚生労働省と厚生労働大臣が、答弁しておりますけれども、この内容はですね、結果減収がなかった場合でも、減免取消しや返還を求めないという御答弁がっております。ただし、収入を過少に見込んでとか、それから不正な申請は除くということは申し上げられておまして、どれだけ減ったら対象から外すのかということについては、国のほうから基準等がまだ示されておきませんので、申請の受付としてはあくまで3割を見込んでいただくということで受付せざるを得ないという状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ということであればですね、今現在のこの減免申請の中に書かれてる誓約書ですね、ちょっと読み上げます。「当該申請に当たり、今後の収入状況の改善等により当該減免要件に該当しなくなった場合において当該減免を取り消されても異議がないこと及び取消しによる生じる保険税を、遅延なく計画的に納付することを誓約します」ということで、申請書の中に誓約書という項目はあるんですよね。

実際、厚生労働省は、3割の所得減がなかった場合でも返済はしなくてよろしいと。そういうふうに国会の中で答弁をしています。ということであれば、この誓約書の中身、まるで反対のことですと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） その誓約の部分ですけども、あくまで不正な申請を防止するという目的もございますし、国のほうが3割いかななくても返さなくていいと。でもその基準はなにかということはまだはっきり示されておきません。ですので、もしも国のほうから過少の場合には交付金の対象としないとかというものが発せられた場合には、返還を求めるといことが当然考えられますので、そういった誓約の文言を入れさせていただいているところです。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） その辺が私はちょっと理解できんですけど、現実的に厚生労働委員会の中で、大臣が答弁をして、不正な場合を除き返還をしなくてもいいと。そういう公の立場で、場所で発言をしてるということであれば、今税務課長の言われた内容でいけば、理由によっては返還をしなくてもする必要があると私はそういうふうに理解をせざるを得ないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 国会で厚生労働省と大臣が申し上げられたのは、あくまで返還を求めないということでございますけども、収入を過少に見込んでいる場合、それから不正と。過少はどれだけが過少かということについてですね、明確な答弁もございませんし、国のほうからこの答弁の後に、こういう基準でやってくださいという明確な基準がない以上、私どもとしては、やはり過少申告があった場合には返還を求めるべきということでその誓約を入れさせていただいているということでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 中身をよくわかります。だけどこの誓約書は当然なんです。書く必要があれば仕方ないと思いますが、あくまでもこれ、取り消されても異議はないというか、不正をしておいて減免をしとったと、そういう場合は取り消されるのは当たり前ですわね。それはなくても過少申告しとった場合は取り消される可能性もあると。そういう中身で誓約書をとったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

実際、委員会の中で厚生労働大臣がちょっと不正がある場合は、これは当然、除かれますがということでおっしゃってます。それで、後に国の財政支援の対象になるということですね、これ以外については、国の支援の対象になるということは減免を認めますと、そういうふうに委員会の中で発言をしておられます。ですから、この誓約書をとるのは別に構わないと思うんですけど、中身のある程度変えて、市民の皆さんがこういうコロナ禍で苦しい中で、やっぱり税金を払わなあかんと。そういう意味で、やっぱり収入が減っても、税金を払っているという状況の中で、やはりその市民の経済的な状況を考えて、そういう誓約書なりをつくっていく必要があると思います。これは私もこの誓約書を見て、あまりにもきつい内容やなと思いました。

いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 誓約が申請の条件ではございませんで、あくまで見込みで結構ですが、3割減収があつて対象になるかどうかというところが一番大事で、誓約書云々よりもですね。まずはその基準に該当してそれから過少な申請がないように。それでもしも返還が必要な場合には、速やかに返還をいただきたいので、そういう誓約入れさせていただいているということで御理解いただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） これまた押し問答になりますけどね。

これは申請書ですからね、申請書の中に誓約書が入ってるんですよ。だから、申請書とは別にですね、誓約書という形で、こういう過少申告、不正があれば返還を願うとそういう形でやっていただいたら、これ申請書の中に誓約書も一緒に入っていると。誓約書をおさなかつたら申請もできないのかという形になりますので、できましたら自分は申請を受けやすい状態にしていくということで、別にその文言を入れて誓約書をとっていただくと、そういう形はできませんでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 誓約書が別ページだとか、便宜上の話だと思いますけども、私どもは、申請書の中に一緒に織り込んだほうが事務の手続がスムーズであるということで入れさせていただいておりますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） わかりました。どっちにしても、この減免の申請を受けやすい、そしてなおかつ今のことを御説明願ってですね、多くの市民の方に御利用してもらおうと。あくまでもこれ市税じゃないですからね、国のほうから財政的な支援ありますので、どんどんこれは市民の方にですね、周知をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は医療従事者への支援ということなんですけれど、実際、医療従事者については、8月の時点で20万円から5万円の慰労金という形で支給は決定されましたが、医療事業者、病院とか、歯科医院、介護事業所、そして、デイサービスの事業所、そして障がい者の事業所、そこに対しては直接事業者に対しての支援というのはまだないと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 御質問いただきました医療従事者の方々に対する国の支援策というのが今議員のほうから御説明ありましたけれども、介護の事業所も同じように、医療機器並びに感染防止対策に掛かります費用、これに対する支援がございます。

○議長（湯淺正司君） お諮りいたします。

やがて12時になりますが、6番議員、竹原祐一君の一般質問がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） はい、それではこのまま続行いたします。

竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） はい、ありがとうございます。

介護事業所に対してもそういう点数、事業量という形で一応加味をされてると。だけど、最終的には利用者が負担するという形になりますんで、そういう内容じゃなくて、事業所に対して介護事業所は省いても、地域の医療体制を守っているという地域の医療機関に対しても、何らかの支援をしていく必要があると思うんですよ。

というのは小さな自治体ですけど、ほかの自治体のことを言いますが、鳥取の自治体人口1万人ぐらいの自治体なんですけどそこでは医療機関に対して、一律100万円の支給をしているんですよ。件数は少ないですけど、たしか総合病院が2か所とあと歯科医院とか5か所かな。そういう中で、病院に対して100万円の補助を交付金を、臨時交付金の中から捻出をして支給をしていると。

また介護事業所に対しては、要支援の患者さんに対し、これまた20万円人数分だけ支給をしているという自治体が、今生まれてきています。

そういう中で、自治体として国の支援を待つのではなく、やはりその地域の医療を守っていくという意味で、実際医療機関の減収というのは、各アンケートの中でも1割から3割減っているというのが現状です。そこに対して、自治体としてその地域全体の医療を守ってもらっているという、そしてなおかつ、発展させるという意味で、交付金から何とかしてその支援金を出せるような方向は考えられないでしょうか。御答弁願います。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 医療機関をはじめまして介護施設には、我々のほうからは、マスク、あるいは消毒液、これを配布しているところでございます。マスクにつきましては20万枚を配布しているところでございます。マスク及び消毒液、これにつきましては感染症の予防対策として、毎日使用するのでございまして、必要不可欠な物品でございまして。こういったものを配布することによりまして、医療機関が継続的に診療できる。介護施設が継続的に介護ができる、こういった状態をつくり上げていくというのが非常に大事ではないかと思っております。

医療機関等におきましてはそういった物資を我々のほうから提供することによりまして、その分をまた別の感染予防対策に充当することにより、感染予防対策の充実が図られ、それによりまして、医療並びに介護が継続できるというふうを考えておりますので、今回また補正予算で上げさせていただきましても、市としましては、そういった物品の供給を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そういう形での支援も大事だと思います。しかし、今から第2波、第3波に向けて、それと同時に、冬季のインフルエンザに対しても医療機関はある程度対応は忙しくなる状態になってくると思います。そのためにも医療機関を助ける。医療機関の存続を願うという意味でもやっぱり自治体として何らかの形を示していくことが必要ではないかなと思います。これは要望だけになりますけど、そういう形で、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 先ほどお話があったよその自治体の事はわかりませんが、阿蘇市においては、医療介護、障がい者施設入れて約100近くの事業所がございまして。1割から3割のコロナの影響による減収という話はもちろん私どもも把握しております。市としてできる物的支援はもちろん継続してきますが、それ以外の支援につきましては、あくまでも私どもは国策というふうに思っておりますので、その状況をみたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、ぜひともほかの自治体と同様の形を取っていただくという要望で次の質問に移らせていただきます。

前回学校の3密を避けるということで、感染防止の三つの基本方針ということで、6月議会の中で質問をさせていただきましたが、現在、学校の状況ですね、実施状況をお知らせ願えませんでしょうか。お願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

現在においても、授業体制でございますが、基本的に生徒間の距離をあけて授業しております。大人数のクラスにおいても分散をして授業をですね、特別教室などを使って対応を取っております。前回は説明させていただきましたが、学習指導員、3名の教職員の経験者等を確保して、学級担任等の補助を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 今、分散をして授業を行っているということで御答弁をいただきましたが、阿蘇中の生徒に確認しましたら、緊急事態宣言が終了と同時にですね今まで分散授業をやっていたが、一つになったと。そういうふうには生徒は言っていましたが、現実、今の状態はいかがなものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ほかの学校についても調べさせていただきました。内牧小学校におきましても、6年生におきまして大きな教室で分散授業をしております。それから一の宮中学校におきましても、美術、技術、家庭科等において、2クラスを3クラスに分けてやっていると。それから一の宮小学校におきましても、給食時に児童の多い2年生4年生につきましても、広いところで給食をいただいているというような状況で、現在もなお分散授業ということでやっております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 確認をしたいんですけど、この分散授業ですね。コロナ禍が終了しても続けるという形はできませんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） この部分につきましては、国の予算の部分でコロナ禍の中で、教職員が不足するとか、そういう事務の補助とか、先生の補助とか、そういう部分でやっておりますので、通常になりましたら予算的な問題もありますので、通常に戻るのが普通かと思えます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それは分かるんですけど、このコロナ禍の中で、教育再生実行委員会会議とまた、文部科学大臣と学校長の意見交流、また、全国知事会市長会、町村会の新しい学びの環境整備に向けた緊急提言の中で、今、学校の中での、小人数の学級を求めるという声が上がっています。これ、コロナ禍の中で、子どもたちは授業時間の確保、また平日7時間の授業そして土曜の授業、そして夏休みなどの短縮、行事の中止を強いられています。こういう中で、コロナ禍で傷を負った児童生徒、そして、それを指導してきた教師、これを受けとめられる体制というのはあくまでも小人数学級制度になっていくと思うんですが、自治体としては予算的な問題とか、厳しい財政状況がありますので、なかなか難しいと思うんですが、ぜひともこの小人数の学級編制これを何とかしてやっていかんとですね、今、こういう少子化の中で、児童生徒の健全な発育と、そして発展は望めないと思っておりますが、そ

の辺はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 先ほどお話はありました。新しい時代の学びの環境の姿ということですね、国のほうでも、そういう少人数の在り方について議論をしていくというような方向で議論が始まっている状況というのは確認しております。しかしながら、現時点において、市独自で少人数の実現においては非常に難しい状況というふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 難しいのはわかっただけですけど、その辺を私は自治体の、苦しい財政状況の中でも、やはり子どもの育成を進めていく中で、徐々に進めていっていただきたいと考えております。どうかよろしくお願いします。

それでは次の質問に移りますが、次の質問をもう若干同じような質問になりますが、学童保育の指導員に対して何らかの支援をできないかと、そういうことで中途半端になりますので、簡潔にお答え願います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。

お答えさせていただきます。コロナウイルス感染防止に関して、障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉などの福祉施設に限らず、社会生活基盤を支える、産業に関わる方には大きく御尽力いただいておりますので、特にその学童の指導員のみで独自に給付とか支援をするという事は難しいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 時間のほうも余りありませんので終わりにしたいと思いますが、ぜひとも学童保育、これは限られた条件のもとで精いっぱいの子どもの保育を行っているという中で、やはり身分的にも、また学校が休校中にも開設をしていくという、今までの努力を、それをに報いるような形で今後とも自治体のほうで考えていただきたいという要望をしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 6番議員、竹原祐一君の一般質問を終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） はい、それでは午後1時から再開したいと思います。

午後0時13分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、12番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） お疲れ様です。

12 番議員、公明党、森元秀一です。

通告に従い、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方維持を含めたビジネスや経済活動は動き出しています。今後は、新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を、阿蘇においても推進し、決して後戻りしない自立的な地域社会を構築していく必要があると考えます。

6 月議会でも質問させていただきましたが、今回は具体的にお聞きします。重複するかもしれませんが、進捗状況を的確に御答弁ください。

国も新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装として、その環境整備を進めていくとしており、特にデジタルガバメントは今後 1 年間で改革期間であるといわれている。いわゆる骨太方針にも示されました。内閣府は 7 月、計 3 兆円に上る同交付金の有効活用に向けて、20 の分野からなる政策資料集、地域未来構想 20 を公表したとあります。自治体と各分野の専門家、関係省庁をマッチングしての事業の実施を加速させるためのオープンラボも設けたと聞きました。地域未来構想 20 の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されています。

そこで、デジタル化の果実を阿蘇市に大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の見直し、分散化を図ることによって、魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗や見通しについて質問いたします。

最初に、教育分野について、3 密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のための端末や機器の整備など、G I G A スクール構想関連事業等との連携、さらには児童生徒、学生や教員が学校や自宅で使う I C T 環境の整備は急務と考えます。どうなっているか、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本市におきましても、国が推進しております G I G A スクール構想に伴いまして、児童生徒 1 人 1 台のタブレットの実現に向けて邁進してまいりました。7 月の議会におきまして、補正予算を計上いたしまして御承認いただきました。去る 9 月 11 日に熊本県と共同調達ということで開札が行われまして、落札業者が決定いたしました。議会の承認を経て、契約締結となりますが、納入につきましては本年度末に 1,430 台を予定しております。

また、校内 L A N の事業におきましても、設置工事も 8 月に入札いたしまして、来年の 2 月に完成に向けて取り組んでおります。文部科学省が推進しております G I G A スクール構想としての学びの保障はもちろん、感染症対策としての環境整備に努めております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） G I G A スクール構想により、学校はソフト面・ハード面でどのように変化するかというふうなことなんですが、ハード面では児童生徒 1 人 1 台コンピュー

ターを設置するために1台当たり4.5万円補助し、2030年までに達成するとあります。2番目に、2020年中に全ての小・中・高、特別支援学校など、高速大容量の通信ネットワークが整備されるよう、費用の2分の1を補助する。3番目には、政府でモデル仕様書を用意し、都道府県レベルで共通調達など、より効果的・効率的な調達ができるように支援するとあります。ソフト面では、教材も含めた学び環境を充実させるとあります。一つには、1人1台体制によって可能になるデジタルコンテンツを生かし、デジタル教科書、教材などを整備していく。2つ目は、各科目でどんな授業を進めるか、ICTを効果的に活用した学習活動のガイドラインを用意する。3番目には、IAドリルなど作成し、授業の隅々まで先端技術を活用した環境整備にするとあります。これによって、ICTを使いこなせる教師をどう育てていくかという指導体制、それとこのGIGAスクール構想によって期待される効果、これを御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 教師の指導体制ということで、阿蘇市におきましても情報教育ということで、スキルアップの研修を学校の先生に、教育委員会で実施しております。また、子どものほうがやっぱりデジタル化に慣れ親しんでいるという部分もありまして、学校に情報教育担当の先生を置きまして、十分に子どもたちに指導できるような体制をとっているところでございます。

また、導入の効果ということでございますけれども、子どものこのICT教育をするということで、子どもの力を最大限に引き出す学びとして、情報活用能力の育成、それから教科の学習目標を達成することで、大きく貢献すると期待しております。

まず第1番目に、学習に対する児童生徒の興味・関心を高める効果、それから第2に、児童生徒一人一人に課題を明確化させると、それから3つ目に、分かりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりする効果があるというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 端末を一人一人の体制を目指すGIGAスクール構想は、まさにアクティブラーニングに最適な環境であり、国際的に後れをとっている読解力の向上が期待されると思いますので、しっかり生かしていただきたいと思います。

続きまして、2番目に文化・芸術、図書館、公共の施設など、人の集まる空間では密を可視化するためのオンライン情報やアプリを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが、安心を担保すると考えます。また、文化・芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についても、積極的に推進すべきだと思っております。現在の取組状況と今後の見通しについて御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

文化、芸能、スポーツの活動ということで、本年は新型コロナウイルス感染症の対策によりまして、各種イベントが軒並みに中止となっております。それによって、文化の継承やスポーツ活動の継続が非常に難しくなっております。

また、文化祭やこども芸術祭、それから市民駅伝も中止が決定しておりまして、成果の発表を行う機会がございません。教育課としても、生涯学習、それからあそび子クラブ、公民館活動を通しての地域活動の継続、文化の継承を絶やすことなく、未来につなぐ取組を継続してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） コロナ禍におきまして、図書館パワーアップ事業というのがあるわけなんです。これは在宅で過ごす時間を少しでも有意義に過ごしてもらい、外出抑制がされるたびに地方公共団体が図書館が蔵書を増やし、また蔵書情報のオンライン化やインターネットの予約、郵送による貸出し等、読書環境の充実に向けた取組を実施するのに必要な経費に充当というふうな形の図書館パワーアップ事業とありますが、これもしっかりとまた、こういったデジタル化等々に向けて、しっかりとまた推進していただいて、しっかりと図書館利用もやっていただければいいと思いますので、よろしくどうぞお願いしておきます。

続きまして、これまでの地域コミュニティを中心に、高齢者、子育て支援などの見守りや支え合いの社会を築いてまいりましたが、新しい生活様式に対応するため、オンラインツールの活用も重要です。特に介護や福祉分野では、ロボット技術やICTの導入を行ったケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につないでいくべきです。

厚生労働省が平成 23 年、介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業もあります。こういった課題にどう取り組まれるのか、見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 介護分野へのロボット技術、IT 知能導入に向けてということで御質問いただきまして、本市では平成 28 年に 7 か所の介護施設のほうで介護ロボットを導入されております。導入したロボットにつきましては、睡眠や動作、これをリアルタイムでモニタリングできるものでございまして、入所者の見守りであったり、介護従事者の負担軽減をサポートする見守り支援システムとして活用されているものでございます。これによりまして、現行、コロナ禍でありますけれども、介護従事者と入所者の接触機会の軽減が図られているというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 私も、コニカミノルタ QOL ソリューション株式会社等から、一つそういった高齢化の施設に入れているところがあるんですね。これを導入すると、普通、従来のナースコールには戻せないというふうな感じで、そういった中央管理システムですね。モニターで全部、患者さんの行動把握も全部できて、情報化が全部機械でできるような形だと聞いております。そういうふうな形がこの中で入っているところってあるんですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 中央集中的に監視するといいますよりは、今はタブレットを使いまして、タブレットで各介護従事者のほうが確認できるようになっておりますので、それをもとに入所者のほうに対応しているというのが現状でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） これからコロナ禍を機会に、こういった何か介護の方々もだんだんだんだん人数が少なくなっているものですから、そういった中で機械化になってくると思いますので、またそういったところも検討しながら、効率のよいところを作り上げていただきたいと思います。

それでは、避難所における感染症リスクを下げるためのスペース利用方法、コロナ禍における避難所運営の在り方について、具体的に質問させていただきます。初めに、可能な限り、多くの避難所の開設について伺います。今回の台風 10 号のときに、当初 4 か所の避難所が 9 か所に増設して、160 世帯、288 名が避難されたと聞いております。避難所としての開設可能な公共施設の活用については、政府の内閣府防災から検討するような徹底がなされていると思いますが、ホテルや旅館の活用について、現状はどのようになっているのか。また、ホテルや旅館にはどのような避難者を受け入れることがよいのか。例えば、高齢者、諸疾患のある方、障がい者、妊産婦など、優先的に避難させる人を事前に検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があると思いますが、見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） まず、ホテル、旅館等の活用についてということでお答えをさせていただきます。コロナ禍での避難所につきましては、御指摘のとおり、密を防ぐために可能な限り多くの避難所の開設というものを検討を求められているところでございます。ただ、民間のホテル、旅館の活用につきましては、これは予算を伴うことでもございますので、現状、予定はいたしておりません。現状におきましては、事前に計画をしております 4 か所の自主避難所を基本といたしまして、状況に応じながら、指定避難所を順次開設していくということにいたしております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） ホテル、旅館などに避難するときには、国からの支援というのはないわけですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） はい。ちょっと今のところ、その補助金については確認ができておりません。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 何か私の勘違いかもわからない。様式があつて、申請すれば国から少し支援が出るというふうな形は聞いたんですが、なかったですか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 災害が起こる前の自主避難の段階では、国からの補助というのはありません。ただ、災害が起こった後に災害救助法が適用された場合には、旅館、ホテル等への避難、また避難所での食事の提供についても国から災害救助法の中で適用される、そういった制度になっております。あくまでも現行については、予防的な避難、また災害発生前に避難勧告を発する、避難指示を発する、そういった状況でございますので、その際にホ

テル、旅館に避難を目的に宿泊されたとしても補助はない、そういった状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） ありがとうございます。

次に、分散避難の定着について伺います。避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知・広報する必要があります。災害時に避難生活が必要な方に対して避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家などへの避難を検討するよう周知すべきと考えます。その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どう対応するか検討が必要であると思います。見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 分散避難ということでございますけども、その取組につきましては、今年度、梅雨期前から住民の皆様方には分散避難の検討をお願いしてきましたし、広報あそにも6月でしたか、掲載をしてきたところでございます。安全な場所におられる方、また安全な場所にある親戚、知人宅への避難というものが可能ならば、そちらへの避難を計画していただくとか、必ずしも避難所に避難する必要はございませんし、安全な場所での車中避難ということも有効になりますので、分散避難につきましては今後、市政報告会等でも周知をしていきながら努めていきたいというふうに思っております。ただ、少しでも危険ということを感じれば、避難所への避難ということは基本であるというふうに思っております。

また、災害が発生した場合などは、分散した場合の物資の配布につきましては、戸別ごとの配布というのは非常に難しい部分がございますので、ある場所で配布をしますということで、場所を定めて取りに来ていただくという形になるかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 分散避難をした場合、その方がどこに行かれたかというのは、あと大きな有事になった場合、やっぱり把握が必要だと思うんですね。その辺はいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 分散避難した方の所在の確認といたしますか、それにつきましては熊本地震のほうでも課題であったかというふうに記憶しております。日ごろから自主防災組織を含めたところで、いざというときにはここに避難しますとかいうことで、地域で連携をしていただいて、自主防災組織の中での取組ということで周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営について伺います。避難所における感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要だと思います。感染症予防に必要となるマスクや消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド等の備蓄、サーモグラフィや空気清浄機、大型発電機の設置の推進を図るべきだと思います。また、避難所での感染

症まん延を防ぐため、段ボールベッドや段ボールの間仕切り、パーティション、飛沫感染防止シールド等の備蓄積増しとともに、保管スペースの確保は必要であると思います。避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線等、参考に今日、厚生労働省が出した避難所受付時、避難所受付以降のレイアウトをお配りしております。感染症対策に考慮した避難所の運営の在り方についても、まとめておく必要があると思います。見解をお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 女性の視点での避難所運営ということにつきましては、着替えのスペースですとか、授乳スペース、こういったところに気を配って、避難所運営に当たるといことが望ましいというふうなことは認識しているところでございますけれども、現状、そこまでなかなか計画ができていないのが現状でございます。避難所での感染予防といたしましては、受付で検温、問診を実施をしまして、避難所内で2メートル程度以上の間隔をあけていただき、それから、マスク着用、うがい、手洗いの徹底をお願いしまして、定期的な換気、消毒も行うようにしているところでございます。また、発熱などの体調が良くない方のための専用スペースも別に確保させていただいて、準備しているところでございます。それから、マスク、消毒液、フェイスシールド、またスリッパなど、感染予防対策用品につきましては、避難者はなるべく自ら準備していただくということが基本と考えておりますけれども、体温計をはじめ、消毒液、マスクなどにつきましては、ある程度、避難所のほうで準備はしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 厚生労働省が出している感染症対策マニュアルがあるんですが、この中に5つあるんですが、避難所における過密状態の防止、2番目が避難所における衛生管理、3番目が避難者の健康管理の徹底、4番目が感染が疑われる避難者への適切な対応、5番目は市民への啓発ですかね、このことについて御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 先ほどのお答えと繰り返しになるかも知れませんが、過密状態の防止ということにつきましては、ある程度、2メートル以上の間隔をとっていただくということ、それから衛生管理につきましては、マスク、消毒、アルコール液等での消毒、それから換気に努めるということをやっております。健康管理につきましては、受付での体温計による検温ということ、それから保健師による体調チェックということも計画をしているところでございます。

それから、感染が疑われる避難者への対応ということにつきましては、別スペースを設けておりまして、発熱等、体調がすぐれない方については、別スペースに移っていただくということ、それから市民への啓発につきましては、コロナ対策について梅雨期前から周知をしてきたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 災害の状況によって、発熱、咳等の症状が出た避難者の病院移送

が難しい場合に備えた対応についてお伺いします。避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と、一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専用のスペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要だと考えられます。こうした課題にどう取り組まれるのか、御見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 避難所におきまして、感染症を発症した可能性のある避難者につきましては、まず熊本県の新型コロナウイルス専用相談窓口、または阿蘇保健所のほうに連絡をしていただいて、その指示に従っていただくということになります。その上で、例えば夜間などで避難所にとどまる必要がある場合については、先ほど申し上げましたように、別途確保いたしますスペースのほうに移っていただくということで、その後については保健師等による聞き取りの健康チェックを行います。発熱者等につきましては、パーティションも現在準備をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） では、3番目に新型コロナウイルスの第2波に備えた対策についてお伺いいたします。世界の新型コロナウイルス感染者は1,600万人を突破し、死者数は64万人を上回り、現在もなお世界中の人々の命を脅かしています。世界経済は大きな打撃を受け、我が国においても国民生活や経済への影響は深刻さを極めています。私たちは、感染症の拡大を抑えるため、懸命に努力していますが、ウイルスの治療薬やワクチンの開発、実用化までにはなお一定の時間を要することから、克服に向けた闘いが長期に及ぶことが予想されています。

こうした中で、今後は感染防止と社会経済活動を両立しながら、第2波、第3波に備えた対策の強化が求められています。例えば、医療提供体制の確保や検査体制の整備、医療機関や介護関係者等への着実な支援の充実を進めなければなりません。こうした観点から、具体的に質問させていただきます。次の波に備えて国が示した基本的な考え方にに基づき、医療提供体制の確保を着実に進めることが喫緊の課題となっています。特に感染患者を受け入れる重点医療機関の設定を含め、各病院の入院調整や受入れをスムーズに行うための体制の構築とともに、地域の実情に応じ必要な空床や宿泊療養施設の確保に取り組まなければなりません。また、不足する医療人材の適切な確保が求められています。どう取り組むのか見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 新型コロナウイルス感染症に伴います必要な病床数と入院調整のお話なんですけれども、ここの部分につきましては熊本県で対応しておりまして、熊本県の調整本部で確保がなされているところでございます。9月23日現在ですけれども、入院者数は12名でございます。今の必要病床数ですけれども、確保されている分が400床ということでございますので、今、病床の稼働率が3%という状況でございます。

軽症者の宿泊療養施設につきましては、熊本市に1か所ございます。そこでは1か所60室ございまして、23日現在ですけれども、どなたもおられないという状況でございます。

ただ、宿泊療養者につきましては、高齢者でないこと、基礎疾患がないこと、そういったところの条件がございます。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 不足する医療人材の適切な確保も求められているとありますが、どう取り組むのか御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 不足する人材でございますけれども、先ほど申しましたとおり、病床自体を県のほうで確保するというところでございますので、今後必要となれば病院を増やしていくということで、県のほうで対応していただけたらと思っております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） では、次にPCR検査の充実について伺います。医師が必要と判断した人に対して、速やかにPCR検査や質の高い抗原検査を実施することができるよう、保健所、地方衛生研究所の体制強化が必要だと思います。また、検体採取のために必要な個人防護具の安定的な供給を図るなど、検査体制の整備・充実が求められています。さらに、秋以降のインフルエンザの流行も見据えた検査及び医療提供体制の整備を行う必要があると思いますが、見解を御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） コロナ対策に対します検査件数の対象なんですけれども、これにつきましても今熊本県のほうで拡大に向けて頑張っているところでございます。

もう一つ、季節性のインフルエンザの流行につきましては、これはやはり例年多数の発熱患者が出ておまして、新型コロナウイルスの混在に関して、非常に強い危機感をもっております。このため、現在、阿蘇の保健所、医師会、管内自治体、関係機関とオンライン会議等を持ちまして情報共有しまして、今後の検査体制、医療体制、こういったところをどうしていくかの議論を深めているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 先々においては、阿蘇郡、阿蘇市のほうでは、PCR、抗原検査等というふうな形の考えはないということですかね。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 抗原検査等につきましては、各医療機関のほうで、今後どういった形で検査を進めていくかというふうなところで、それぞれ検査される医療機関のほうで検査キットと、そういったところの調達もございますので、そういったところで一つ一つ考えられているというふうに思っております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 次に、感染症の感染拡大防止を強化するため、オンラインによる医療支援などの強化について伺います。離島や僻地などの医療提供体制が脆弱な地域に限らず、少子高齢化社会に対応するためにも、血圧や脈拍などの基本的な体調の確認に加え、オンライン診療や遠隔医療の推進、オンラインツールを活用した遠隔健康相談等の普及促進が

求められています。また、介護分野や保育等においても見守りの強化への取組として、オンライン活用を検討すべきだと思います。今後の取組について見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） まず、医療分野なんですけど、市内の各医療機関とかでも順次、取組の検討とかを、すでに始められているところもあるかと思うんですが、医療センターの状況をちょっと御説明したいと思います。

病院のほうでは、今年の2月に国のほうから「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」というのが発出されたわけなんですけど、それに則りまして患者様の希望に応じて、今年の4月から電話再診というのを始めております。利用案内につきましては、病院のホームページとかにも載せておりますが、御希望やお問合せが多かった4月、5月につきましては、予約受付の電話案内や主治医等の診察の際に、例えば次回来られるときはどうされますかと、今そういうことができますから、電話再診ができますよというようなことをお伝えしながら、御案内しておりました。原則、すべての医師、全診療科で可能ですが、ちょっと条件がございまして、継続して受診されている患者様が対象になります。初診の方は、申し訳ございませんが、できません。

また、病状とか処方内容によっては、当然、医師が直接お会いしたいというようなことがありますので、来院が必要になる場合もあります。なお、御希望があれば、院外薬局にFAXを送りまして、薬局での薬の受取もできます。なお、現在、医療センターのほうでは面会を禁止しておりますが、御家族、やっぱりお会いしたいということも多々ありますので、そういう長期化もしております。そういうことで、オンライン面会ということで院内でタブレットを使ってやっていると。市議がおっしゃいますように、今後、これをまたさらに発展させた中でのオンライン診療や遠隔医療の推進とか、そういうのも進めていくべきだということは検討しております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 国でもデジタル化というような形で推進しておりますので、そういった中で医療関係もそういった、このコロナを機にどんどん進めていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけど、あと保健所の機能強化について伺います。新型コロナウイルスへの対応で保健所機能がひっ迫しており、人員不足も深刻な状況です。保健所は、地域住民の健康を支える中核施設です。新型コロナウイルスの対応以外にも疾病の予防や衛生の向上など、地域住民の健康の保持・増進に関する業務を行っています。こういった通常業務に支障が出ないのか、保健所の体制強化について見解を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 保健所の機能強化ということでございますので、先日、保健所のほうに今の状況等についてお聞きしたところでございます。保健所では、やはり今回の新型コロナウイルス感染症対策によりまして、やはり業務量がかなり増えているということでございます。そのため、保健所ではこれまで通常業務の中で行われておりました会議、こ

れにつきましては簡略化したり、延期したり、あるいは先ほどからありますように、オンラインで会議を開催したりということで、効率を上げたり簡略化したりして負担の軽減化を図っている。もう一つ、会計年度任用職員を事務職 1 名、看護師 1 名、2 名を雇用しまして人的体制も強化しているというところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、相談業務なんですけれども、当初は保健所一括で 24 時間体制で職員のほうで対応しておりましたけれども、6 月 1 日からはコールセンターを設けまして、そこで相談の分散化を図っているというところでございます。

それと、感染者あるいは感染の疑いのある方、これらの方の搬送につきましても、以前は職員がやられたということですが、この民間事業者のほうに現在は委託をしているというところでございます。

検体の搬送につきましても、当初は職員がすべて対応していたところを、現在は民間事業者に業務委託をして、お願いをしているというところでございます。これらによりまして、業務の軽減化を図りまして、通常業務に支障が出ないように対応をしているというところでございます。

また、今回、クラスターが山鹿あるいは有明保健所管内で発生しておりますけれども、そのときにも応援、職員派遣をしております。また、7 月の豪雨に関しましては、県南の地域に職員を派遣ということでございますけれども、これらの職員派遣につきましては、本庁並びに 10 の保健所、ここで連携をつくりまして、そういったところも対応できるようにはしていたというところでございます。そういったところもありまして、現在のところ、大きく業務に支障が出たということはないと聞いております。ただし、今のところ、阿蘇地域では感染のほうが多めに多くありませんけれども、非常に多くなった場合は市町村にも協力要請を行う場合があるというところでお話をいただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 本当に保健所のほうも大変業務が集中して多難だというようなことを伺っておりましたが、今聞きまして安心しました。これからまたどんどんそういった中、また食中毒、もう時期は終わったんですが、ノロウイルス等、いろんな形で感染症の類が出てくると思いますので、保健所の方も大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

新しい生活様式を定着させるための、自立的な地域社会を構築していくための施策をいろいろお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 12 番議員、森元秀一君の一般質問を終わりました。

続きまして、14 番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

○14 番（田中弘子君） 14 番、田中です。

通告に従い、質問をいたします。

まず、1 番目の新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、小中学校の対応ですが、阿蘇市はまだウイルス感染症による被害は出ておりませんが、どのような対策・対応が

されていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の質問にお答えします。

小中学校の対応ということで、全国的にも6月から8月の間に全国の小中学校と特別支援学校で1,166人の生徒さんが感染されております。クラスターも発生している状況でございます。阿蘇市の学校におきましても、学校の新しい生活様式ということを取り入れまして、クラスターを起こさせないということで、感染症対策に取り組んでまいりました。3密を徹底的に避けること、マスクの着用、手洗いなど、基本的な対策を実施しております。

また、児童生徒におきましては、登校前に検温を家で行いまして、発熱などがあれば、学校には登校させないということにしております。

通学の際のスクールバスでございますが、バスの増便、増台、走行時の窓開けを、換気を行っている状況でございます。

授業体制でございますが、基本的に児童生徒間の距離を空ける必要がございますので、大人数のクラスではクラスを分散させたり、大きな教室の特別教室などで授業を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 孫も、本当に1日の休みもなく頑張って通学しておりますので、本当に阿蘇市がゼロということで感慨深いものがありまして、一応今日、対策が立派にされていることを本当に懸念しておりましたけど、今日は有難いと思っております。

それから、また子どもたちのマスクを着けて登校している状況を見て感心しております。これからまた寒くもなりますけども、インフルエンザも気になってきます。マスクによって防げるところも多いと思いますが、窓の開閉も気になります。学校としての対策はされると思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 先ほどもお答えいたしましたけど、感染症対策ということで、手洗い、それからマスクはもちろんやっております。教室においても、教室を開けて換気を十分行っているところでございます。また、感染症対策ということで、先生方の負担が非常に多いということ、またそれから児童生徒のストレスがあるということで、学習支援員を3名、それから県の会計年度任用職員ということで、スクールサポートスタッフとして、教員の事務補助、コピー機とかそういう学校の共用部分の消毒とか、そういう部分を行う先生たちを雇いまして、学校運営協議会による保護者のボランティアもあって、現在のところ、全体で感染症対策を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 子どもたちも本当にこの外に出られないという苦痛を1か月近く思っているんですけども、それなりに一生懸命市のほうの体制が本当に何か素晴らしいなど自分でも思いましたので、お年寄りも何か自分たちも、なるべく家の中にいて、外に出ないようにとって踏ん張っておりましたので、本当に有難いと思っております。一応、これで

終わります。

続きまして、高齢者への対応で、阿蘇市の現在の人口はどれくらいですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 2万5,587人、これは8月31日時点の人数です。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 続きまして、それに対して71から80歳、81から90歳、90歳維持用の数値は何名ですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 5歳刻みでもよろしいですか。まず、70から74歳、これが男女合計で2,182人、75から79歳が1,570人、80から84歳が1,551人、85から89歳が1,271人、90から94歳が720人、95から99歳が253人、100歳から104歳が35人、105歳以上が2人というふうになっております。7,584人ですね。一般的に高齢者といわれる65歳以上、今は70歳からお答えをしていったんですけど、65から69歳が2,284人いるので、その合計は9,868人で、一般的に高齢者率というのが38.6%となっております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 私もそのうちの一人に入っておりますけども、本当にコロナということの中で、もう怖い思いをしております。この中でゼロということ、どのように過ごされているのか気になりますが、市としての福祉に関わる人たちの熱意だと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 高齢者における新型コロナウイルス対策につきましてですが、これまで市では国・県が示します対策、防止策、これをホームページ、あるいはお知らせ端末で市民の皆様や事業者の皆様に高齢者に限らずですが、繰り返し繰り返し対策のほうの実践をお願いしたところでございます。高齢者につきましては、発症すると重症化するリスクが高いといわれておりますので、そこに向けても対策の実践をということでお願いしているところでございます。

このような中、先ほどから議員おっしゃいますとおり、阿蘇市での感染者はないということでございますけれども、これは我々のほうから繰り返し繰り返しお願いしているところもございまして、これは何よりも市民の皆様が感染防止対策の必要性を十分理解していただきまして、対策を日常生活を送る上で一人ひとりが3密を避けることをはじめ、新しい生活様式の実践をされているということに尽きるというふうに思っているところでございます。

ただし、まだこの新型コロナウイルス感染症についても収束したわけではございませんので、我々としても今後はやはりマスクの着用でありましたりとか、こまめな手洗い、うがい、手指消毒、人と人との距離の確保、3つの密のある場所への外出等、こういったところに御注意いただくよう、また繰り返し広報していきたいというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 最近少し解除されてきましたので、本当にコロナは目に見えない病原菌とってほかなりませんが、いつのまにか高齢者に降りかかっています。病院でも食事場所でも、また議会の中でも徹底してされておりますが、終息という言葉はまだ先のことでしょうけども、不安は取れておりません。阿蘇市として、今後の見通しはどうなりそうですかというのは失礼ですけども、どういうふうに、今少し言われましたけど、もう最高の施策はどういうふうを考えておりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 新型コロナウイルスにつきましては、本当に今後どうなっていくかというのは、私どもも本当に分からないところでございます。ただ、やはり一時期は若い人が多いというふうなところもございましたけれども、やはり家族感染とかありまして、高齢者の方も全くゼロではないという状況ではございます。今後、国のほうとしましても、ワクチンの開発とか、いろんな形で進んでいくかと思えます。どのように収束していくのかというところを我々も本当に期待しているところでございますけれども、今後の動向につきましては、見えづらいところもございますので、我々としてできますことは、やはり感染拡大防止に何ができるのかというところを今後対策として突き詰めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 精一杯、自分たちも頑張っていきますけど、なるべく外出を控えて、家の中におるといっても難しいところがありますので、それぞれ自分の気持ちをもっていただきたいと思います。これで一応終わらせていただきます。

続きまして、はな阿蘇美の今後についてということですが、一応簡単にいきたいと思います。バラ園は初めのうちは素晴らしく、本当に感動したこともありました。現在はどのようなになっていますか。また、今後としての政策はどのようにされていきますか、お願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美のバラ園の状況でございます。現在は、まだ指定管理者のほうで 10 月いっぱいまでは管理という形になっておりますので、そちらのほうで管理をしていただいているという状況でございます。

11 月以降につきましては、今回ちょっと補正もさせていただいておりますが、大切な観光資源でございます。今おっしゃられましたように、素晴らしい 10 月の中旬から秋バラという形になりますので、11 月以降については適切な管理を行うために、業務委託という形で管理をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 次世代の流れの中に、本当に最初に出来上がったところも、やっぱりどこの地域も一緒だと思うんですけど、少しずついろんな風が吹いているかなと思っておりますけども、またバラ園とそれとしまして、次に店舗とスペースは、また市のほうで管理の話がありますが、どのような方向付けにされますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 店舗、スペース、バラ園のほうも含めてでございます。指定管理者が決定するまでの期間は、バラ園については業務委託と、建物、店舗、レストラン等については、まちづくり課のほうで直接管理をしていくという形になります。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） いろんな建物の状況の中で、本当に最初のときは素晴らしくマイナスでもなかったような気がいたします。バルーンもJAのほうにも1基出してから、本当にあのときの空間は今でも思い出しますが、今後どのようなか分かりませんが、なるべく観光、いろいろな自動車も通ってきますし、いろいろな道の整備もされておりますので、少しでもやっぱり昔の思いがいっぱいありますので、極力、再開してほしいなと思いますので、今後どのような仕組みになりますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 10月に入りまして、公募をかけていきます。現在、ちょこちょこ問合せもあっておりますし、バラ園であったり、現地を少し見たいというのも話があっておりますので、公募をすればいくつか出てくるんじゃないかと、私どもも期待しているという状況でございますので、公募をしまして来年の4月からは指定管理者で管理ができるような形では努力していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 住民の皆様も、少しでもやっぱり元の、行ってみたいなという、バラももちろんそうですけども、今先ほどの私の提案しました高齢者が、私たちも含めてそうなんですけど、やはり花というのは人間と一緒に心を癒すというのがあるんですね。若い人はどうか分かりませんが、私たち以上になると、何かをモチベーションにするというのは、花というか、そういう気持ちのあれがありますので、やっぱりそこら辺をしっかりと見てほしいなと思いますので、よろしく願いしておきます。一応、終わります。

続きまして、シルバー人材センターの登録者についてということなんですけれども、男女及び年齢ごとの比率ですが、最近退職者が多くなっておりますので、できる人はシルバー人材に入られて活動されております。まず、年齢ごとですけど、お願いいたします。男性の50、60、70、80、90代、女性も一応そうですけど、数が出るならお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お答えします。

これは令和2年9月現在です。まず全体を申しますと、男性56人、女性17人の計73人です。これは合計ですね。60代が、男性23人、女性が6人、合計29人ですね。70代が、男性27人、女性10人、計の37人。80代が、男性6人、女性1人、計7人となっております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 私も、それぞれ自分が手に負えないところはシルバーさんをお願いしているんですけども、最初の頃はほとんどシルバーさんという人はいらっしやなかったんですけども、最近やっぱり退職者の方が増えてたりしておりますので、すごい人数に、

すごいというとおかしいんですけど、一応の人数が出ております。皆さん 70 代とかになっておられるんですけども、やはりまだ元気でお若いということで、もうほとんど来て、地域の中でも若い人がほとんどいないというのが状況ですので、やっぱりシルバーさんに頼っている方がほとんど、7 割ぐらいいらっしゃると思いますのでありがたいと思っております。この数でこれからもうちょっと増えるかもしれないと思いますが、今後ともよろしく願いしておきます。

それでは、今、一応数字は出ましたけども、これからますますお元気な人もいらっしゃると思いますので、頑張っていたきたいと思っております。80 代の方がされていることもあると思いますが、地域に子どもたちが存在しなくなっている現在が今の状況です。これからも元気で頑張っていたきたいと思っております。

以上で、終わります。

○議長（湯浅正司君） 14 番議員、田中弘子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。14 時 15 分から再開いたします。

午後 2 時 01 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18 番議員、田中則次君の一般質問を許します。田中則次君。

○18 番（田中則次君） 通告に従いまして、順次質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、阿蘇リバイバルキャンペーン事業についてお尋ねします。観光課長の答弁をよろしくお願いします。

昨日、一般質問でも 2、3 の方が質問をされました。全員協議会でも事業に向けた取組ということで説明がございましたが、目的はこれは一番大切なことは目的だと思うんですよ。経済の波及ということですね。経済の波及を促して、市の振興に寄与するものでありますということだろうと。事業は、開通イベント、記念式典、それに感謝祭事業と。一番大切なことは、その次の誘客キャンペーン事業であろうかというふうに思っております。目的を達成するために、いかにしてその誘客キャンペーンを行うかということでございます。そのことを観光課長にお伺いしたいとともに、当初から相当額の予算が組まれております。その予算を誘客キャンペーンに使えるかということでございます。まず、その点についてお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問にお答えします。

まず、阿蘇リバイバルキャンペーンの予算 5,000 万円、こちらのほうは熊本地震復興基金、こちらを 2 分の 1 充ててあります。総額で 5,000 万円ということです。現在、開通イベント、それと開通前ウォーキング、サイクリング、それと式典、それと感謝祭が 3 か所あります

ね。こういった予算に、JRの開通式、あちらのほうの準備、プロモーションもありました。そちらのほうの予算に3,000万円ぐらい使っておりまして、今後3,000万円以上になりますね。それぐらいを今、計上させていただいて、残る1,000万円ちょっとぐらいがプロモーションの予算、今おっしゃった誘客の事業の予算になるかと思います。こちらのほうをどういった方法で、どういった達成をしていくかということでございます。まず、コロナの関係が非常に邪魔したというのがございます。これはコロナ発生前から副市長をリーダーに、もう2年前から大きな、このキャンペーンの予算はこうですけども、そもそものプロジェクトとしては阿蘇西の地域、あそこをどう生かしていくかとか、そういった大きなプロジェクトチームでございまして、誘客キャンペーンのこの5,000万円というのはその一部ということです。

今やっておりますのは、プロモーションとしては今もう発注というか、行っているものはJR西日本さんが阿蘇市で体験する割引、体験を割引するというもので、大自然阿蘇キャンペーン、それとJT Bによる2階建てオープンバスでめぐる阿蘇運行、それとかちょっと22日の熊日新聞にも取り上げていただきましたけども、日本自動車連盟、JAFによるデジタルスタンプラリーとか、そういった旅行会社とか交通キャリアと連携した事業を今計画をしています。

それと、やはり今回の事業の目的は、商工会とかJAさんとか、女性団体とか、総ぐるみの部会になっております。これはやっぱり市を上げて市民の意識、誘客キャンペーンという前に、やはりこのV字回復に向けて、この4年半を巻き返そうじゃないかという住民の意識の相乗を図るものだと思っております。それで商工会の方たちとも話し合って、まちづくり課のほうも一生懸命話していただいて、もうあと2、3日すると、商店街の街路灯にはお祝いのフラッグといいますか、下がっていきます。これも自分たちの商工会のアイデアでデザインして、そしてプロモーションもやり方を、例えば地元の人たちがするイベントに対して支援しようということで、これも5枠ぐらい設けまして、そちらに支援して長期的に阿蘇市の元気を、阿蘇市に来たら楽しいねというような雰囲気半年間ぐらいつくりたいかということで御相談を地元の商店街とかに、まちづくり課と一緒に進めていただいております。そういった、ちょっと一味違う、この単なるプロモーションでなくて、地元の熱気が伝わるようなことを考えております。これは誘客キャンペーンは、このリバイバルに対してはこうなんですけども、観光課として、要するに阿蘇市の施策としての誘客事業は2020年に向けて、相当仕掛けております。国のほうも、今年は相当、観光庁、コロナもありまして、環境省、文化庁も補助事業を出しました。今、観光課においても、6本、補助事業を取っております。そちらのほうも大きな誘客事業でございます。環境省のワーケーション事業のほうとか、観光庁の誘客の多角化の事業とか、ナイトツーリズムとか、各種6本、今そちらのほうで進めています。そして、何より大事なことは情報発信には費用がとてめにかかるということです。テレビ番組を作るにも、CMを作るにも非常にお金がかかります。そういったことから2年前から国・県のほうにしっかり要望をしております。その結果、熊本県のほうは大きな情報発信について予算を予定されました。ところが、やっぱりコロナ禍なので、ちょっと来年

のほうに方針を変えさせていただくということで、市長のほうにもお話がありました。来年、熊本県も阿蘇復興に向けた情報発信プロモーションをしていくということですので、来年に向けてということで長期的な誘客キャンペーンを今計画しているところです。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今、課長から熱い思いを聞きましたけど、やっぱり今、県もコロナの警戒レベルを2に下げたと。そして、やっぱり阿蘇の交通インフラも3日にはできる。阿蘇がこう変わりましたよ、そして阿蘇山が警戒レベルも下がりましたというようなことを総じて、やっぱりそういうような思いを観光課で地域の商業施設とともに進めていただきたいというふうに思っております。

次に、環境問題について、農政課長にお伺いします。ここでは宮地地区ということで書いておりましたが、阿蘇市全体について、今いろいろと異臭問題について異論が上がっているというようなことも聞きます。今年は特に暑かったせいかも知れませんが、空気がよどんだ夕方には非常に強烈な臭いがしております。市は、異臭測定器というか、そういうようなことで依頼をされておると思いますが、計測も進んでおるかと思えます、もう長くなりますのでですね。それで、その地点、それに頻度、それとそれを定期的に行っているか、苦情のたびにそういうようなことを行っているのか。その中で、調査基準判断をどの辺に置かれているのか、その間、もし何かありましたら、苦情があったときにもそういうふうな問題点について業者あたりに指導とか、問題点の指導とか指示とかされてこられたのか、その辺を農政課長に伺います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

現在、阿蘇市管内全域で、畜産環境に伴います異臭の苦情を市のほうにいただいております。今回、宮地坂梨地区で、平成30年10月からこれまで継続いたしまして臭気モニターさんという形で、宮地坂梨地区にお住まいの市民の方に御協力をいただきまして、これまで継続的に1日4回程度、モニターさんの嗅覚を用いまして御協力をお願いしているような状況でございます。こちらにつきましては、定点観測ということで一応定めまして、ほぼ毎日でございますけれども、観測をしていただいているような状況でございます。

また、異臭測定器の設置という形でございますけれども、昨年でございますが、専門業者のほうに宮地坂梨地区の畜産団地地域、それから住宅地域のほうで、業者によります専用の機材を活用いたしまして、大気中の特定悪臭物質の検知を行っておりますけれども、今申しました畜産団地地域で全40地点、それから住宅地域でございますけれども、全24地点、合計の64地点でそれぞれ夜間を中心に実施をしておるといってございます。

その内容につきまして、調査結果でございますけれども、畜産団地地域の調査のうち、約7割でございますけれども、家畜臭でございますとか、堆肥臭の弱い臭いが観測されております。こちらのほうが臭気強度の6段階のうち、0から2の3段階の部分で観測されておるといってございまして、残りの3割につきまして、非常に強い臭い、6段階のう

ち3から5の非常に強烈な臭いも含まれます部分が観測されているような状況でございます。

また、観測箇所によりましては、特定悪臭物質、今回、6物質を中心に観測となっておりますけれども、そのうち3つの物質が非常に高い地点があったというふうなことでございます。

また、宮地地区の住宅地域におきましては、周辺住民の方々の声から、時間帯や気象条件で何らかの異臭があるということで、市のほうも認識をいたしておりまして、今回の調査地点におきましては、ほとんどが無臭及び微臭という調査結果という形になっております。

先ほど議員のほうからいただきました御質問のほうで、苦情処理という形でございますけれども、市のほうに御連絡をいただきまして、ある程度場所を確認しまして、田畑、圃場のほうに堆肥のほう散布してあったりでございますとか、一部については畜舎でありますとか、堆肥舎のほうから臭が発しているというふうな情報をいただきまして、それぞれ現地に向かいまして確認をさせていただいております。場合によりましては、熊本県の阿蘇振興局の職員と同行いたしまして、指導等もこれまで数度行っているような状況でございます。

また、判断基準でございますけれども、やはりモニターさんのこれまでの観測の積み上げ的には、今後、データ分析を行いまして利活用してまいるわけでございますけれども、どうしても専門業者の部分の数値的な判断材料が必要ということで、昨年でございますけれども、こういう形で専門業者のほうに観測を実施したというふうなことでございます。こちらのデータの結果を、今後、連絡会あたりで活用しながら、少しでも畜産環境保全対策に活用できるよう、それぞれ畜産業、また市民の方々に理解できるような対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今、農政課長の話聞いたんだけど、ずっと変わってないんだ、話が、当初から。分析をしますとか、やっぱりそういうようなあれを集約しますとか、私が聞きたいのは、やっぱりそういうふうな分析がもうできていいのではないかとということと、その辺をやっぱり自分のものとして対処していただかないと、今からもこれは、私は今、農政課長の話聞いている以上は、恐らく延々と続くよ、この話は。やっぱり何らかの何が原因なのかということ少しは考えながら、業者のどこのどのようなものがどうですよとかいうものが出ていかないと非常に困ると思うし、それと先だって、そのような対策会議が開かれたというような話も聞いております。できれば、行政職、それに議会からも何名行ったのか知らんけど、それとかどういうふうな方が出席になったか、個人の名前はいいとしても、お知らせ願えませんか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど議員のほうから対策会議ということでございました。今回、臭気の軽減に向けた改善策、また対応策を講じていくために、阿蘇市畜産環境保全対策連絡会を設置をいたしたところでございます。こちらにつきましては、8月に実施をいたしておりますけれども、構成員といたしまして、宮地、それから坂梨地区の畜産経営者、6経営者でございます。それから、畜産関係団体が3団体、市民代表としてお一人、それから県振興局のほうから所管課ということで2課で2名でございます。それから、市議会代表という

ことで議員さんのほうにも御協力をいただいているような状況でございます。また、副市長、事務局である農政課の職員のほうで構成をさせていただいておまして、第1回目の会議をもたせていただいているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） その対策会議の中でいろんな議題が出たと思うんですけど、まずどのような問題点が出たのか、どのような意見が出たのかお知らせ願えませんか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 第1回目の連絡会議の内容につきまして、今回の連絡会を設置した趣旨でございますとか、臭気対策また脱臭資材等を活用いたしました事例等を説明いたしましたして、それぞれの畜産環境の現状を踏まえまして、今後の方向性について意見交換を行ったところでございます。

意見の内容といたしまして、主なものでございますが、臭いがゼロにならなくても半減させて住民の方々に納得していただいて、畜産業者の方々にも理解していただく方向に持っていく必要があるというふうな御意見、また畜産経営者側のほうで、臭気対策の中で低コストでできるものがあれば、試験的に実施ができないかとか、また阿蘇市として有機農業を推進する中で、臭いは絶対駄目とはいかないので、連絡会として十分検討いたしまして、臭気対策で住民の方々が我慢できる範囲まで縮小ができないかというふうな御意見をいただいております。

また、これも一つの御意見でございますが、すべての畜産事業者で連携する必要があるのではないかと。それぞれ個別に対策を講じる必要もありますけども、やはり畜産団地関係、畜産が集積しているエリアの畜産事業者の方々がまず一つの思いを連携をしていただいて、全体で改善を図りながら、住民の方々に納得していただくような取組ができないかというふうな御意見をいただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） いずれにしても、ある種の一定の成果が得られるように努力をお願いしたい。なかなか難しい問題だと思うんですけど、これだけ宮地地区、坂梨地区ということだけでなく、やっぱり今各地に、山田であるとか、古城であるとか、いろいろなお話を聞きます。だから、そういうふうなところをやっぱり環境問題として今後、阿蘇市の観光地でもありますし、その辺のところを十分気を付けられて、先ほど会議が開かれておるようでございますので、1日も早くより良い方向に方向性をつけていただきたいというふうに思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 連絡会につきましては、これからも開催を予定いたしておりますけども、先ほど申しましたモニターさんの観測データの活用でありますとか、専門業者による詳細な調査結果を踏まえまして、今後、原因が何であるか、対策を進めるとともに、連絡会の中で検討した軽減策につきまして、実証実験の実践であるとか、そういったものを取り組んでまいりたいというふうに思っております。これによりまして、以前よりも臭いが軽

減できたようだねとか、また臭いが半減したというふうな声を市民の方々からいただいて、地域住民の方々への理解につなげていくような取組を今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） はい。結構でございます。よろしく進めてください。

通告の3番の件ですが、この通告には来年の3月、市長の任期満了ということで書いてありますが、これはちょっと私が行政の打合せの中で何か書き間違いじゃなかろうかというように思っております。

それと、本題に入りますが、来年早々、市長選挙を迎えるわけでございます。そこで、市長の心構えを聞きたいというようなことで思いますが、合併以来、もう16年が過ぎようとしております。この間、市長におかれましては、行政全般にわたりまして、それ相応の成果を上げられ、私としても高い評価をしておるところでございますが、4期目は地震に見舞われ、そして今年に入って、また新型コロナウイルスというような対策、行政全般にわたり大変お忙しい1期であったというふうに思います。地震、それに全国的に災害が多い中で、国をはじめとして、地方においても非常に財政状況が厳しい中でございます。交付税の減額、若しくは阿蘇においても様々な財政の逼迫が生じておるというふうに思っておりますが、このような状況下の中で、次年度以降、より厳しい財政運営が迫られるというふうに予想されておるわけでございますが、次の世代へ基盤づくりは容易なことではないというように思います。この苦しいときを乗り越え、しっかり道筋をつけていただきたくために頑張っていたきたいと、私は思っておりますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

思うに、豪雨災害、熊本地震、火山噴火と、相次ぐ自然災害があつて、優先すべきは被災をされた方々の生活と、そして自立支援をはじめ、ずたずたになったすべての生活基盤の早期復旧と復興が急務であり、公共的インフラの回復に早急に取り組むことが大きな課題でもありました。その大事な、みんなが求める一つ一つが具現化した姿に触れることで、市民の方々の期待が膨らみ、心が引き締まり、そしてそれらの思いを描ける環境ができてきました。特に、新元号令和になり、日に日に鉄道、国道、大橋と、開通の目途が立ち、オリンピック・パラリンピックも予定をされ、新たな交通インフラを思いきり活用して交流人口をふやし、失われた空白をみんなでも取り戻し、アクセルを踏んで加速させようと、まさに地域の安定を望み、類まれな大地を生かした活力ある新しい時代の始まりであると、その力強さとたくましさを共に私も感じました。

しかし、今年、令和2年2月、3月、4月と、月を重ねるごとに社会は一変をして、すべての取組は中止となった。出鼻をくじかれて歯車がくるってしまった。いわゆる世界に恐怖を与えている新型コロナウイルスパンデミックであります。新型コロナウイルスの流行は、今まで積み上げられてきた社会、産業、経済、医療、教育など、すべての分野に強烈なダメージを加え、先が見えない暗闇の世界をつくり出しています。専門家は、コロナワクチンが

できても、人類は数年単位で新型コロナウイルスと共存することになるだろうと長期化を指摘、また直近の日銀短観、県内の主要企業の決算結果の調査を見ても、景気の落ち込み、今期の純損益の赤字はひどく、未曾有の景気低迷、悪化の減少にあると危機的な経緯を発し、見過ごすことのできない、しびれるコメントを出しています。あるとき、阿蘇市が今後どうなるのだろうか、そう思いました。来年以降の税収の落ち込み、もう皆さん方もそれは認識しておられることだと思いますし、また国・県を交付金とか補助金の減額も生じてまいります。すべての産業活動の低下によって、収益減が必ずやってくる。そうすると、当市は一段と財政が苦しくなる。もう目に見えていることでもあると思っておりますし、そんな確実に予想される今後起こり得る危機的な状況を憂うとき、当然、新型コロナウイルス感染対策を取りながら、あらゆる可能性を求め、情報収集に努め、コロナ感染の状況下にあっても、ソフト・ハードの発展的工夫と、そしてチャレンジを行いながら、財政の健全化、また地域活性化の道筋をつけていく緩みない対策を講じていくべきと確信しています。平行して新しい生活様式、風習・習慣を身につけながら、継続する持続可能な魅力ある安心・安全な阿蘇市建設が喫緊の課題です。その大事な立て直しのとき、責任と情熱、使命感をもって、引き続き頑張りたいと思っておりますし、全身全霊で奉公をしていきたいと思っております。これが今の私の気持ちでございます。よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今、市長の意見を聞きましたが、次期も出馬の決意と、それと阿蘇に対する情熱をもって臨まれるというように思っております。頑張ってくださいと思います。

重ねて申し上げますが、すべての面において道筋を立てていただいて、健康に留意され、頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（湯浅正司君） 18番議員、田中則次君の一般質問を終わりました。

続きまして、2番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 2番議員、佐藤菊男です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は2つの点について一般質問を行います。まず平成28年4月に発生しました熊本地震によりまして、被災された方々の住まいとして建設されました災害公営住宅についてお尋ねをいたします。災害公営住宅は新小里団地D棟21戸、小里団地20戸、古神団地24戸、大道団地6戸の合計71戸が建設されていますが、現在の各団地ごとの入居戸数と空き部屋の数についてお尋ねをします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えいたします。

災害公営住宅につきましては、平成28年熊本地震発災以降、令和元年度までに4団地71戸を整備したところでございます。

団地ごとの入居状況につきまして御回答申し上げます。まず、新小里団地につきましては、平成30年度完成ということで21戸、うち入居戸数が19戸、従いまして空き部屋は2戸と

ということになっております。また、小里団地 20 戸につきましては、入居戸数 16 戸、従いまして、空き部屋が 4 戸ということになっております。次に、北古神団地 24 戸、こちらにつきましては入居戸数が 23 戸、空き部屋が 1 戸ということになります。また、波野地域の新大道団地 6 戸につきましては、入居が 1 戸、従いまして、空き部屋が 5 戸ということで、全体合計 71 戸、うち入居 59 戸、空き部屋数が 12 戸というような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 災害公営住宅の建設戸数につきましては、被災された方々に対するニーズ調査をもとに入居希望者数により、その建設戸数の規模を決定されたものと思いますが、現在、空き部屋が 12 戸あるということですが、その原因を分析されているかどうかをお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） おっしゃるとおり、災害公営住宅の建設戸数につきましては、発災後、ニーズ調査を実施いたしまして、被災者の方々の入居希望戸数、これを把握した上で必要十分な戸数を建設したものでございます。現在におきまして、空き部屋が 12 戸ございますけれども、平成 28 年の発災後の調査時点から完成までに 3 年ほどかかっておりまして、その間にはやはり被災者の方々の生活再建方法の変更、つまり自宅再建に切り替わった方々もいらっしゃいますし、また通勤の都合やお子様の通学の都合に応じて、都合のよい団地への入居などもございまして、結果的に現在の状況となった次第でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 熊本地震発生後、早いところで完成して入居までに 3 年、遅いところで 4 年という長い時の流れの中で、仮設住宅等に入居しながら、調査時点においては災害公営住宅の入居を希望されていた方が、その長い期間の中で住宅再建方法の移行の変化などにより、空き部屋が生じていることについては致し方のないことと考えますが、市としてはこの多額の建設費用を投入して建設した災害公営住宅のこの空室、空き部屋について、今後どのような対応、利活用を計画しているかお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 御承知のとおり、災害公営住宅につきましては、被災された方々の住まいの確保、これを目的としたものでございます。従いまして、すべての被災者の方々の生活再建が整った時点におきましては、一般公営住宅としての入居者を募集しまして、空き部屋の解消に努めたいというふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 昨年 7 月の広報あそに、災害公営住宅入居者募集の記事のほうに掲載されており、対象者は平成 28 年 12 年熊本地震時に住んでいた家が滅失した人で、自宅再建が難しい人、持家、賃貸住宅は問いませんと。募集期間は、空き部屋がなくなるまで随時相談を受付となっていました。現在において、相談をされる被災者の方がいらっしゃるのか、つまり応急仮設住宅に入居していた全世帯の方が住まいの確保の目途がついているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 昨年7月の広報あそですが、災害公営住宅の入居希望者を募ったところでございます。本年3月には小里住宅の完成をもちまして、すべての災害公営が完成したところで、それ以降につきましては、入居希望の相談はあっておりません。

なお、応急仮設住宅につきましても、現在、1世帯の方が入居されておられますが、この世帯につきましては、ただ今自宅再建中ということでもありますので、完成後、11月には退去予定というふうになっております。従いまして、これで被災された方々の住まいの再建先がすべて決まったものというふうに判断しているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 先の東日本大震災におきましても、多くの災害公営住宅のほう为建设をされておりますが、今あったように、阿蘇市と同じように空室が発生している状況と聞き及んでいるところです。この対策として、今あったように、もう災害公営住宅を希望される方は現在いないということでありますので、この空室の対策として、この東日本大震災にあったところでは一般公募のほうを実施され、空室対策をされていると聞いているところですが、阿蘇市としましても市営住宅としてどのような活用をやっていくのか検討されたことがございますか、この点についてお答えをお願いします。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 先ほども御説明申し上げましたけれども、11月には最後の仮設の入居者の方々が退去されますので、災害公営住宅へのこれ以上の被災者の入居予定というものがなくなったというふうに判断できますので、今後は一般公募ということに切り替えて、空き部屋の解消に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 先日の報道でも、宇城市においてもこの災害公営住宅の空き部屋を市営住宅として、子育て世代向けに入居者を募集するという方針が示されております。本市においても、今ありましたが、低額所得者向けの市営住宅として、またひとり親世帯向けの市営住宅としての活用、またさらには中堅所得世帯まで対象者を広げた、みなし特定公共賃貸住宅等への転換等、多くの選択肢があると思われま。特に、波野の市営住宅、大道団地は特定公共賃貸住宅としてすでに整備をされております。それと同じ敷地内に災害公営住宅が建設されていますので、このことについても十分検討する余地があると考えられております。一般の市営住宅であれば、低所得者層対象となります。市営住宅入居を希望される方も所得によっては入居要件にかなわないという部分もありますので、中堅所得者層につきましては、みなし特定公共賃貸住宅という方法もあるかと思いますが、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） おっしゃるとおり、平成11年建設の大道団地につきましては、特定公共賃貸住宅ということでございますので、中堅所得者層を入居対象としております。現状、その団地に9戸ございますが、1戸が空き部屋の状態が今1年半ほど続いており

ますので、現時点では特に特定公共賃貸住宅の需要がそれほどあるとは考えにくいというふうに思っておるところでございます。

従いまして、御質問の災害公営新大道団地につきましても、当面、一般公募として、あくまでも住宅に困窮されている低所得者の方々に対して低廉な安い家賃で供給できればというふうに考えております。ただし、この冬には入居者抽選会にて公募したいというふうに考えておりますが、その応募の状況次第では、例えば空き部屋の解消にいたらないといった場合には、やはりみなし特定公共賃貸住宅、収入要件の拡大等を含めて、そういった募集も検討すべきであろうというふうには考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） いずれにしましても、災害公営住宅の空き部屋を減らす公営住宅としての利活用は費用対効果を上げるものでもあり、さらには老朽化した既存の市営住宅の統廃合を進める上でも理にかなうものであるものと考えますので、早急なる政策決定と実行を求め、本質問のほうを終了させていただきます。

次に、地域高規格道路の滝室坂トンネルについてお尋ねをいたします。平成30年6月に着工され、現在工事が行われております滝室坂トンネルは、今後想定される大きな自然災害時にも、現国道57号の代替として、また熊本と大分を結ぶ、横路で結ぶ中九州横断道路の一部としても活用が見込まれ、産業、観光はもとより、救急・救援のルートである命の道として大きな期待が寄せられているところでございますが、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） お答えさせていただきます。

本年9月1日現在におきまして、避難坑でございますが、全長約4.9キロメートルのうち掘削延長が約3.3キロメートルでございます。進捗率は66%、また本坑につきましては全長4.8キロメートルのうち掘削延長約1.6キロメートルの33%の進捗率となっております。以上です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 進捗率が、避難坑で66%、本坑で33%ということで、今のところ大きな事故等もなく、また出水や軟弱地盤等も出ていないというようなことだと思いますけれども、本トンネルにつきましては第1期工事として本坑2キロと避難坑4.8キロの掘削が令和2年度、来年3月末で完了になっておりますが、第2期工事の計画及び開通時期等について、現時点での国からの情報を知り得ている部分で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） その件でございますが、2期工事につきましては、工期が今のところ未定となっております。それと、開通時期でございますが、これにつきましても国土交通省に問い合わせしておりますが、現在のところ未定という回答をいただいております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） なかなか国のほうも予算等の関係もあると思うんですが、時期とか、

先ほど復旧ルートの開通の予定詳細についてもまだ決まってないという、午前中の答弁でありましたが、やはりそれはなかなか国が進めることで、致し方ない部分もあるかと思えますけれども、先ほど言いましたように、約1週間後の10月3日には多くの人々が1日も早い開通と運行再開を待ち望んでおりました国道57号北側復旧ルート、二重峠トンネルが開通、さらには57号現道も通行再開を控えているところです。滝室坂トンネルおよび中九州横断道路の竹田阿蘇道路をはじめとする大きな交通インフラの整備は、阿蘇市の将来に明るい展望をもたらしてくれることと大いに期待しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症からの脱却に向けて、また今後の阿蘇市の再生に向けても重要な部分だと思いますので、先ほど市長の現在のお考えもお聞きしましたので、少しでも早くこのトンネルが開通するように希望して、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 2番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

谷崎議員。

○8番（谷崎利浩君） 日程ですが、日程第2とその後の件も含めて、もう続行でいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） いや、継続でいいならいいですよ。

じゃあ休憩なしで継続でいきたいと思いますが、いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、そのまましばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案1件、また委員会発委2件、議員発議1件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

よって、議案1件、委員会発委2件、議員発議1件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定いたしました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 令和2年第5回阿蘇市議会定例会、追加議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第73号、財産の取得について。本件は、情報端末機器を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件、その他1件を、本日追加して上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第73号 財産の取得について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第2、議案第73号「財産の取得について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君） お疲れ様です。

ただ今議題としていただきました議案第73号、財産の取得について御説明申し上げます。追加で配付いたしました議案書の1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、本件は情報端末機器を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回、取得を予定しております財産の契約の内容につきましては、1ページの中ほどに記載をしております。

名称、情報端末機器、契約の方法、随意契約、取得金額7,699万8,350円、税込みとなり

ます。契約の相手方、記載のとおり、富士ゼロックス熊本株式会社となります。

補足をいたします。今回、取得を予定しております財産につきましては、児童生徒 1 人 1 台のタブレットのことでございまして、阿蘇市が購入を予定しております台数並びに 1 台の単価につきましては、裏面の 2 ページのほうに記載しております。購入予定台数は 1,430 台、1 台当たりの単価は税抜きで 4 万 8,950 円となります。この 1 台当たりの単価につきましては、タブレット本体とともに付随するキーボード、端末管理ツール、タッチペン、画面保護フィルムが含まれております。

もう一つ補足をさせていただきたいんですけども、契約の方法が随意契約となっておりますのは、今回のタブレット整備につきましては、全国的に整備が行われているものでございまして、国のほうから各都道府県に対し、都道府県単位での共同調達について強く推進があつてございます。この推進の理由につきましては、共同調達とするほうが各自治体がこの端末について容易に調達ができるということと、それに加えまして何より大量に発注することから、1 台当たりの単価が安価に抑えられるということが最大の理由でございます。今回、これを受けまして、熊本県のほうでも共同調達をする方針となりましたので、阿蘇市のほうも共同調達のほうに参加をいたしました。今月の 11 日に共同調達による入札が行われまして、この 1 ページに記載しております業者と単価について落札いたしましたので、この結果をもとに阿蘇市のほうがこの業者のほうと随意契約を行うということになります。

説明は以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

随意契約ということでありましてけれども、今説明はもらいましたが、実際にタブレット 1 台どれくらい安くなっているのか、その辺の計算はできていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今の御質問にお答えをいたします。

あくまでも予算ベースとなりますけれども、阿蘇市のほうでは今の附属品とともに端末 1 台当たりの単価につきましては、税込みで 6 万 9,000 円ほど予定しておりました。

○議長（湯浅正司君） ほかに質疑はありませんか。

2 番議員、佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 随意契約ということですが、予定の納期がちょっと分かりませんので、全国の自治体において一斉発注というか、そういうことで、ある自治体においては落札した業者が機器を確保できなくて、契約を辞退したという部分もありますので、今回、県の共同調達ということで、そういうことはないと思いますが、予定納期として年度末を予定されているのか、その確認をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 予定の納期でございますけれども、おっしゃるとおり、年度末を予定しております。ただ、こちらにもコロナ禍にあつて、オンライン授業等の反省もございま

すので、一回その試験的にやりたいという思いもありますので、1日も早く納期をしていただくようには業者のほうにお願いしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第73号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第3、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案の朗読を省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） 提案理由の説明。提出者、総務常任委員長、田中弘子。発委第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてにつきまして、提出者の提案理由の説明を行います。

世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも大きな影響を及ぼし、本年度はもとより、来年度においても地方税、地方交付税など、一般財源の激減が避けがたい状況となっています。

また、地方自治体では、長期化する感染症対策に迫られ、財政的には巨額の不足が生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正における地方税財源の確保を強く要望するため、本案を提出するものです。

議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますようお願いいたしまして、私の提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第1号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発委第2号 被災した市道狩尾幹線道の復旧に向けた総合的支援を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第4、発委第2号「被災した市道狩尾幹線道の復旧に向けた総合的支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案の朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） それでは、発委第2号、被災した市道狩尾幹線道の復旧に向けた総合的支援を求める意見書の提出についての提案理由の説明を行います。

市道狩尾幹線は、平成28年4月の熊本地震により相当の部分が崩落し、通行不能のまま4年が経過しております。市といたしましても、復旧に向け地域住民と協議を重ねてまいりましたが、多額の費用負担と高度な技術を要するため、今なお復旧にいたっておりません。

しかし、この道は牧野組合員の生命線ともいえる道路であり、野焼きなどの草原維持管理に必要不可欠な道路であります。また、近年はラピュタの道として全国的に有名になり、観光資源としても期待される道路となっております。

よって、国にさらなる財源と技術力の提供を求め、市道狩尾幹線の早期復旧を実現するため、本案を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由とします。

若干、補足説明をいたします。この狩尾幹線、4年がたっても復旧ができないということで、地元の狩尾3区の初寄りでは毎回意見が出ます。昨年の3月の議会で一般質問の市長に対して、この道路を、市長、どういたしますかという質問をしたときに、市長は地元にとって大事な道路であるので、市と議会と地域が一体となった期成会をつくって、辛抱強く要望していくことを言われました。それから1年たった今年の初寄りでも、1年たってもできておらんじゃないかということでまたやりまして、地元から動きがありまして、じゃあ署名活動をして請願を出そうということになりました。

狩尾、地元から頑張れということだったので、狩尾1区から3区、跡ヶ瀬、的石の、尾ヶ

石地区全5行政区の区長さんが中心になって署名活動をされました。その5行政区の区長さんから、区から2万円ずつのコピー代もいただきまして、署名活動をいたしました。そして、地元が1,632の署名を集めて、そうしたら隣の永水地区、内牧地区に対して、また署名をお願いしようということで、区長さんの名前で、内牧、永水地区の区長さんに署名をお願いしました。

結果、尾ヶ石地区が1,756、内牧が1,450、永水が574、その他各関係団体で2,072、ネットで454、合計の6,306名分の署名が集まっております。こういったように、非常に地域も関心がある、周りの人も関心がある大事な道路ですので、どうかよろしく賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第2号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議第2号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第5、発議第2号「ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案の朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 発議第2号、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてにつきまして、提出者の提案理由の説明を行います。

道路事情に関係なく、時速200キロの速さで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できるドクターヘリは、現在、全国43道府県に53機が配備されています。搬送件数は年々増加し、2018年には2万9,000件を超え、空飛ぶ治療室の役割が着実に増しているところです。しかし、要請出動件数の増加に伴い、整備費や燃料代、スタッフの人件費などの経費が増加し、事業者の財政負担は年々重くなっております。

よって、ドクターヘリが安定的かつ持続的に人命救助に貢献できるよう、政府において支

援と対策の強化を早急に取り組むことを強く求め、本案を提出するものです。

議員各位におかれまして、本趣旨に御賛同いただきますようお願いしまして、私の提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第2号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

よって、令和2年第5回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のままで御挨拶申し上げます。令和2年第5回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月4日開会以来、本日まで21日間にわたり、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、施政各般における向上を期し、更に一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

終わりにになりましたが、会期中、新型コロナウイルス感染症対応での議会運営に終始御協力をいただきました議員並びに執行部各位に対し心からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上をもちまして、散会いたします。

午後3時31分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 2 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員